

別海町議会会議録

第2号（平成26年 3月 6日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 平成26年度別海町一般会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 平成26年度別海町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 平成26年度別海町下水道事業特別会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 平成26年度別海町介護サービス事業特別会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 平成26年度別海町介護保険特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 平成26年度別海町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第 8号 | 平成26年度町立別海病院事業会計予算 |
| 日程第 9 | 議案第 9号 | 平成26年度別海町水道事業会計予算 |
| 日程第10 | 議案第19号 | 別海町畜産環境に関する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第20号 | 別海町河川環境の保全及び河川の健全利用に関する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第21号 | 別海町税外諸収入金の徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第22号 | 別海町福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第23号 | 別海町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第24号 | 別海町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第25号 | 別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第26号 | 別海町民保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第27号 | 別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第28号 | 別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第29号 | 別海町資源循環センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第30号 | 別海町野付半島地区簡易給水施設設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第31号 | 別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第 2 3 議案第 3 2 号 別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 3 3 号 別海町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 3 5 号 別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 3 4 号 別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 3 6 号 別海町水道事業及び町立別海病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 8 議案第 3 7 号 別海町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 3 8 号 町立別海病院及び診療所使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 0 議案第 3 9 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第 3 1 議案第 4 0 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第 3 2 議案第 4 1 号 町道の路線認定及び廃止について
- 日程第 3 3 議案第 4 2 号 別海町農業農村情報管理機器の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 勸奨第 1 議案第 4 3 号 平成 2 5 年度別海町一般会計補正予算（第 8 号）
- 勸奨第 2 議案第 4 4 号 平成 2 5 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 2 号 平成 2 6 年度別海町一般会計予算
- 日程第 3 議案第 3 号 平成 2 6 年度別海町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第 4 号 平成 2 6 年度別海町下水道事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第 5 号 平成 2 6 年度別海町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 6 号 平成 2 6 年度別海町介護保険特別会計予算
- 日程第 7 議案第 7 号 平成 2 6 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 8 議案第 8 号 平成 2 6 年度町立別海病院事業会計予算
- 日程第 9 議案第 9 号 平成 2 6 年度別海町水道事業会計予算
- 日程第 1 0 議案第 1 9 号 別海町畜産環境に関する条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 2 0 号 別海町河川環境の保全及び河川の健全利用に関する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 2 1 号 別海町税外諸収入金の徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 2 2 号 別海町福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 2 3 号 別海町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 2 4 号 別海町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例

- の制定について
- 日程第16 議案第25号 別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第26号 別海町民保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第27号 別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第28号 別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第29号 別海町資源循環センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第30号 別海町野付半島地区簡易給水施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第31号 別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第32号 別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第33号 別海町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第35号 別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第34号 別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第36号 別海町水道事業及び町立別海病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第37号 別海町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第38号 町立別海病院及び診療所使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第39号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第31 議案第40号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第32 議案第41号 町道の路線認定及び廃止について
- 日程第33 議案第42号 別海町農業農村情報管理機器の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

○出席議員（16名）

1番 木 嶋 悦 寛	3番 森 本 一 夫
4番 今 西 和 雄	5番 西 原 浩
6番 杳 澤 昌 廣	7番 小 林 敏 之
8番 安 部 政 博	9番 瀧 川 榮 子
10番 山 田 信	12番 松 原 政 勝
13番 戸 田 博 義	14番 戸 田 憲 悦

15番 中村 忠士
副議長 17番 安田 輝男

16番 佐藤 初雄
議長 18番 渡邊 政吉

○欠席議員（1名）

2番 松壽 孝雄

○出席説明員

町長	水沼 猛	副町長	磯田 俊夫
教育長	真籠 毅	代表監査委員	鈴木 英世
監査委員	下川原 洋	総務部長	竹中 仁
福祉部長	佐藤 次春	産業振興部長	有田 博喜
建設水道部長	小西 健夫	教育部長	藤原 繁光
監査委員事務局長	宮部 正好	農委事務局長	佐々木 勉
病院事務長	佐藤 一彦	会計管理者	半田 雅代
福祉部次長	佐藤 英敏	福祉部次長	田保 圭乙
産業振興部次長	佐藤 則夫	産業振興部次長	竹内 伸康
総務課長	佐藤 告	財政課長	河嶋 田鶴枝
税務課長	宮越 正人	町民課長	三戸 俊人
福祉課長	佐藤 英敏	福祉課参事	今野 健一
特養建設準備室長	田保 圭乙	保健課長	門脇 芳則
特養施設長	村井 勉	老健事務長	岡田 一芳
農政課長	山崎 茂	水産みどり課長	佐藤 則夫
管理課長	小島 実	上下水道課長	佐藤 敏
生涯学習課長	下地 哲	病院事務課長	小湊 昌博

○議会事務局出席職員

事務局 局長 登藤 和哉 主 幹 山田 一志

○会議録署名議員

13番 戸田 博義
15番 中村 忠士

14番 戸田 憲悦

◎開会宣告

- 議長（渡邊政吉君） おはようございます。
若干時間前でございますけども、皆様おそろいでございますので始めたいと思います。
ただいまから、第2日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
なお、欠席議員は、2番松壽議員でございます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。
13番戸田博義議員、14番戸田憲悦議員、15番中村議員、以上3名を指名いたします。
ここでお諮りします。
提出されております日程第12 議案第21号から日程第33 議案第42号までの22件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。
したがって、日程第12 議案第21号から日程第33 議案第42号までの22件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第2 議案第2号から日程第9 議案第9号まで

- 議長（渡邊政吉君） 日程第2 議案第2号平成26年度別海町一般会計予算、日程第3 議案第3号平成26年度別海町国民健康保険特別会計予算、日程第4 議案第4号平成26年度別海町下水道事業特別会計予算、日程第5 議案第5号平成26年度別海町介護サービス事業特別会計予算、日程第6 議案第6号平成26年度別海町介護保険特別会計予算、日程第7 議案第7号平成26年度別海町後期高齢者医療特別会計予算、日程第8 議案第8号平成26年度町立別海病院事業会計予算、日程第9 議案第9号平成26年度別海町水道事業会計予算の8件については、一括議題といたします。
内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。
この8件の新年度予算については、予算審査特別委員会を設置し詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明をお願いいたします。
それでは、議案第2号平成26年度別海町一般会計予算の説明を求めます。
総務部長。
- 総務部長（竹中 仁君） それでは、議案第2号の内容説明をいたします。
別冊の平成26年度別海町一般会計予算書、1ページをお開き願います。
平成26年度別海町一般会計予算。

平成26年度別海町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ154億5,800万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、地方債。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第3条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、40億円と定める。

2ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算。

まず、歳入です。

1 款町税、1項から5項で21億1,198万7,000円。

2 款地方譲与税、1項と2項で3億7,230万円。

3 款利子割交付金、1項で550万円。

4 款配当割交付金、1項で250万円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1項で60万円。

6 款地方消費税交付金、1項で1億8,000万円。

7 款自動車取得税交付金、1項で7,300万円。

8 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項で3,666万2,000円。

9 款地方特例交付金、1項で340万円。

3ページで、10款地方交付税、1項で69億円。

1 1 款交通安全対策特別交付金、1項で416万8,000円。

1 2 款分担金及び負担金、1項と2項で2億7,819万4,000円。

1 3 款使用料及び手数料、1項から3項で2億8,931万9,000円。

1 4 款国庫支出金、1項から3項で10億9,658万5,000円。

1 5 款道支出金、1項から3項で12億7,682万5,000円。

1 6 款財産収入、1項と2項で5,904万5,000円。

1 7 款寄附金、1項で10万円。

4ページで、18款繰入金、1項で8億1,175万7,000円。

1 9 款繰越金、1項で1,000万円。

2 0 款諸収入、1項から5項で8億3,135万8,000円。

2 1 款町債、1項で11億1,470万円。

歳入合計で、154億5,800万円とするものです。

次に5ページ、歳出です。

1 款議会費、1項で8,837万2,000円。

2 款総務費、1項から6項で14億4,900万3,000円。

3 款民生費、1項と2項で22億4,367万9,000円。

4 款衛生費、1項と2項で16億2,125万4,000円。

5 款労働費、1項で91万5,000円。

6 款農林水産業費、1 項から4 項で2 6 億2 5 7 万2, 0 0 0 円。

7 款商工費、1 項で1 億9, 4 3 7 万6, 0 0 0 円。

6 ページをお開き願います。

8 款土木費、1 項から5 項で1 3 億7, 1 0 3 万2, 0 0 0 円。

9 款消防費、1 項で5 億7, 9 7 0 万7, 0 0 0 円。

1 0 款教育費、1 項から6 項で1 2 億4, 4 5 9 万2, 0 0 0 円。

1 1 款災害復旧費、1 項と2 項で1 8 万7, 0 0 0 円。

1 2 款公債費、1 項で1 8 億6, 6 0 5 万1, 0 0 0 円。

1 3 款給与費、1 項で2 1 億6, 6 2 6 万円。

1 4 款予備費、1 項で3, 0 0 0 万円。

歳出合計で、1 5 4 億5, 8 0 0 万円とするものです。

次に、8 ページをお開きください。

第2 表は、地方債です。

起債の目的ですが、最初の消防団拠点施設整備事業から、9 ページ下から3 行目、特定間伐等促進対策事業までの2 2 の事業と、その下、臨時財政対策債を合わせまして、限度額合計で1 1 億1, 4 7 0 万円でございます。

起債の方法は普通貸借または証券発行、利率は3 %以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。

償還の方法ですが、公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えをすることができるといふものでございます。

次に、1 1 ページからの歳入歳出予算事項別明細書につきましては、総括、歳入歳出すべての説明を省略させていただきます。

飛びますが、2 5 1 ページをお開きください。

2 5 1 ページの給与費明細書について、御説明を申し上げます。

1 の特別職ですが、表の下段の比較の欄で御説明をいたします。

比較の欄の長等では、一番右側のほうになりますが、共済費のみの比較減額で6 万5, 0 0 0 円の減。

次の議員も同様で、共済費のみの、こちらは3 6 万4, 0 0 0 円の増。

次のその他の特別職は、職員数が4 6 人の減。報酬が3 0 9 万7, 0 0 0 円の増となりまして、給与費計、合計ともに3 0 9 万7, 0 0 0 円の増となっております。

特別職計では、職員数4 6 名の減で、報酬が3 0 9 万7, 0 0 0 円の増。

給与費計で3 0 9 万7, 0 0 0 円の増に、共済費が2 9 万9, 0 0 0 円の増となりまして、総合計で3 3 9 万6, 0 0 0 円の増額となるものです。

次に、2 5 2 ページをお開きください。

表の2 の一般職です。

(1) 総括。こちらにも比較の欄で御説明をさせていただきます。

上の表の一番下の段、職員数の括弧内につきましては、再任用短時間勤務職員の人数を外数で記載しております。比較で7 名の増。再任用短時間勤務職員は、外数で2 名です。

給料は3, 3 0 0 万円の増、職員手当9 4 0 万円の増、給与費の計で4, 2 4 0 万円の増、共済費は6, 5 5 0 万円の減となりまして、合計で2, 3 1 0 万円の減となるもので

す。

なお、職員数と給与費の増につきましては、主に会計間移動によるものでございます。

また、平成26年度から雇用と年金の接続を図るため、国家公務員に準じまして、一般職においても再任用制度を適用するものとしております。

次に、258ページをお開きください。

258ページからは、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

1件ずつの説明は省略をさせていただきます、1点目の北海道市町村職員共済組合投資住宅賃借料の平成13年度を議決分から、大分飛びます270ページまであります。

270ページをお開きいただきまして、これの事項の一番下、公の施設に係る指定管理者に対する委託料、別海町総合スポーツセンターまで全部で82件となりますが、この82件につきましては、270ページの一番下の段、合計欄で御説明をいたしますと債務負担行為限度額の合計で87億9,482万6,000円、前年度、平成25年度末までの支出見込額は19億5,115万3,000円、当該年度、平成26年度以降の支出予定額ですけれども31億6,689万4,000円。この比較の上段括弧内につきましては、平成26年度の予算額となっております10億5,657万6,000円を予定しております。

また、当該年度以降、支出予定額の財源内訳といたしまして、国道支出金が4億2,530万9,000円、その他が17億4,902万7,000円、一般財源が9億9,255万8,000円となっております。

最後となりますが271ページで、地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

こちら、起債ごとの内容は省略をさせていただきます、区分で1の公共事業等債から、14の都道府県貸付金までの合計で申し上げますと、一番下の行、平成24年度末の現在高は157億8,002万8,000円、平成25年度末現在高見込額は157億6,948万2,000円、平成26年度中の起債見込額が11億1,470万円、償還見込額を16億5,745万3,000円とした、平成26年度末現在高見込額は一番右の一番下段、152億2,672万9,000円となります。

雑駁でございますが、以上で議案第2号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 次に、議案第3号平成26年度別海町国民健康保険特別会計予算、議案第5号平成26年度別海町介護サービス事業特別会計予算、議案第6号平成26年度別海町介護保険特別会計予算、議案第7号平成26年度別海町後期高齢者医療特別会計予算の4件について、順次説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） それでは、初めに議案第3号平成26年度別海町国民健康保険特別会計の内容説明をいたします。

別冊の予算書をごらんいただきたいと思っております。

本予算につきましては、例年のとおり、医療費あるいは課税所得の不確定、さらには各種支援金、拠出金、納付金など、制度上の決定事項が4月以降に示されることから、6月補正予算において肉づけを行うことを前提とした予算となっております。

それでは、1ページをお開きください。

平成26年度別海町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億1,000万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,000万円と定める。

第3条、歳出予算の流用。

地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、保険給付費に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算です。

まず、歳入です。款の金額で御説明いたします。

1 款国民健康保険税、9億5,380万5,000円。

2 款国庫支出金、6億1,976万3,000円。

3 款療養給付費等交付金、5,107万1,000円。

4 款前期高齢者交付金、9,283万7,000円。

5 款道支出金、1億8,567万円。

6 款共同事業交付金、3億7,830万円。

7 款繰入金、1億1,872万5,000円。

8 款繰越金、1万円。

9 款諸収入、1億981万9,000円。

歳入合計で、25億1,000万円とするものです。

次に、3ページの歳出です。

1 款総務費、2,016万8,000円。

2 款保険給付費、14億8,135万6,000円。

3 款後期高齢者支援金等、4億169万3,000円。

4 款前期高齢者納付金等、40万6,000円。

5 款老人保健拠出金、1万5,000円。

6 款介護納付金、1億7,619万6,000円。

7 款共同事業拠出金、4億898万9,000円。

8 款保健事業費、1,812万8,000円。

次に、4ページです。

9 款諸支出金、204万9,000円。

10 款予備費、100万円。

歳出合計で、25億1,000万円とするものであります。

次の歳入歳出予算事項別明細書の説明につきましては、省略をさせていただきます。

25ページをお開きください。25ページは給与費明細書です。

1、特別職。これにつきましては、国民健康保険運営協議会委員にかかわるものですが、下段の比較の欄で説明いたします。

その他の特別職7人は、前年度と変わりありません。

給与費の報酬の欄と計の欄で3,000円の減、合計欄でも3,000円の減となっております。

以上で、議案第3号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第5号平成26年度別海町介護サービス事業特別会計予算の内容説明を申し上げます。

別冊の予算書の1ページをお開き願います。

本特別会計につきましては、平成25年度までは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、別海デイサービスセンター及び訪問看護ステーションの4事業所の収支について予算を計上したところでございます。

平成26年度からの特養、別海デイの民営化に伴い、老健施設、訪問看護の2事業所で特別会計を構成することとなりました。したがって、前年度予算額との比較につきましては大きく減少しておりますので、このことにつきまして、あらかじめ御承知をお願いたします。

平成26年度別海町介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億9,550万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算。

初めに、歳入です。款の金額で申し上げます。

1 款介護サービス費、1億4,213万円。

2 款使用料及び手数料、3,341万円。

3 款財産収入、97万6,000円。

4 款繰入金、3億1,740万円。

5 款繰越金、1万円。

6 款諸収入、157万4,000円。

歳入合計で、4億9,550万円とするものです。

次に、3ページの歳出です。

1 款介護サービス事業費、1億4,350万1,000円。

2 款公債費、5,843万7,000円。

3 款給与費、2億9,056万2,000円。

4 款予備費、300万円。

歳出合計で、4億9,550万円とするものであります。

次の歳入歳出予算事項別明細書の説明は、省略させていただきます。

21ページをお開きください。給与費明細書です。

1、一般職、(1)総括です。表下段の比較の欄で御説明いたします。

職員数につきましては、民営化の関係から施設間、会計間移動等を行い、全体では19名の減、40名となります。このほか、再任用短時間勤務職員2名となっております。

給与費の給料で7,087万9,000円の減、職員手当等で4,013万9,000円の減、給与費の計で1億1,101万8,000円の減、共済費で5,459万9,000円の

減、合計では、1億6,561万7,000円の減となるものです。

職員手当の内訳以降につきましては、説明を省略させていただきます。

続いて、27ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。区分の合計欄で申し上げます。

平成24年度末現在高は、7億2,832万3,000円、次の、平成25年度末現在高見込み額は6億7,471万3,000円、平成26年度中増減見込みの、平成26年度中、起債見込み額については該当がありません。平成26年度中、元金償還見込み額は4,465万2,000円、最後に、平成26年度末現在高見込み額は6億3,006万1,000円となるものです。

なお、区分の病院事業は、老人保健施設、訪問看護ステーション、医師及び医療技術職員住宅、これらの建設事業にかかわる分となっております。

また、厚生福祉施設整備事業につきましては、デイサービスセンター建設にかかわる分ですが、平成25年度をもって元利償還が完了となっているものです。

以上で、議案第5号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第6号平成26年度別海町介護保険特別会計予算の内容説明をいたします。

別冊の予算書の1ページをお開き願います。

平成26年度別海町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億4,940万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算です。まず、歳入です。

1 款保険料、1億5,845万6,000円。

2 款分担金及び負担金、49万7,000円。

3 款国庫支出金、2億2,284万4,000円。

4 款支払基金交付金、2億6,352万4,000円。

5 款道支出金、1億3,760万円。

6 款財産収入、2万5,000円。

7 款繰入金、1億6,539万3,000円。

8 款繰越金、1万円。

9 款諸収入、105万1,000円。

歳入合計で、9億4,940万円とするものです。

4ページをお開きください。歳出です。

1 款総務費、2,030万8,000円。

2 款保険給付費、9億270万円。

3 款地域支援事業費、2,296万7,000円。

4 款基金積立金、2万5,000円。

5 款諸支出金、40万円。

6 款予備費、300万円。

歳出合計で、9億4,940万円とするものです。

次の歳入歳出予算事項別明細書の説明は、省略をさせていただきます。

23ページをお開きください。給与費明細書です。

1、特別職です。これにつきましては、介護認定審査会委員と高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員にかかわるものですが、表の比較の欄で説明をいたします。

その他の特別職の人数は、14人で前年度と変わりません。

給与費の報酬と計の欄及び合計欄で、14万6,000円の増となっております。これは、計画策定委員会の開催が3回から5回にふえたことによる増額となっております。

以上で、議案第6号の内容説明を終わります。

最後に、議案第7号平成26年度別海町後期高齢者医療特別会計予算の内容説明を申し上げます。

別冊の予算書の1ページをお開き願います。

平成26年度別海町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,860万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算。最初に、歳入です。

1款後期高齢者医療保険料、9,583万2,000円。

2款繰入金、5,254万7,000円。

3款繰越金、1,000円。

4款諸収入、22万円。

歳入合計で、1億4,860万円とするものです。

4ページをお開きください。歳出です。

1款総務費、160万8,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1億4,378万2,000円。

3款諸支出金、21万円。

4款予備費、300万円。

歳出合計で、1億4,860万円とするものでございます。

次の歳入歳出予算事項別明細書の説明につきましては、省略をさせていただきます。

以上で、議案第7号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 次に、議案第4号平成26年度別海町下水道事業特別会計予算、議案第9号平成26年度別海町水道事業会計予算の2件について、順次説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（小西健夫君） 議案第4号平成26年度別海町下水道事業特別会計予算について御説明いたします。

別冊の予算書1ページをお開きください。

平成26年度別海町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億6,350万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予

算」による。

第2条、継続費。

地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

第3条、債務負担行為。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

第4条、地方債。

地方自治法230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算です。項の金額を省略し、款の金額で申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項で299万2,000円。

2款使用料及び手数料、1項と2項で1億5,518万6,000円。

3款国庫支出金、1項で8,960万円。

4款繰入金、1項で3億3,131万2,000円。

5款繰越金、1項で1万円。

6款諸収入、1項と2項で420万円。

7款町債、1項で8,020万円。

歳入合計で、6億6,350万円とするものです。

4ページをお開きください。歳出です。

1款総務費、1項で1,777万4,000円。

2款下水道施設費、1項で1億8,797万9,000円。

3款集落排水施設費、1項と2項で1億4,730万2,000円。

4款公債費、1項で2億8,864万5,000円。

5款給与費、1項で1,880万円。

6款予備費、1項で300万円。

歳出合計で、6億6,350万円とするものです。

5ページです。

第2表、継続費です。

1款下水道施設費、1項下水道施設費、事業名、特定環境保全公共下水道事業、総額1億1,200万円、年割額、平成25年度3,400万円、平成26年度7,800万円とするものです。

6ページをお開きください。

第3表、債務負担行為です。

事項、平成26年度水洗便所改造等資金融資による金融機関に対する損失補償。これは、貸し付けた資金を返済できないケースが出た場合に、その損失を補償するものです。期間は、平成26年度から平成31年度までで、限度額は210万円です。

別海町水洗便所改造資金融資条例に基づく金融機関に対する負担。これは、平成26年度融資分に対する利子補給です。期間は、平成27年度から平成31年度までで、限度額は1万円です。

7ページです。

第4表、地方債です。

起債の目的、特定環境保全公共下水道事業、限度額は4,240万円。

漁業集落排水事業、限度額は3,780万円。合計限度額8,020万円。

起債の方法及び償還の方法は記載のとおりですので、省略させていただきます。

次の歳入歳出予算事項別明細書、1、総括、2、歳入、3、歳出については説明を省略いたします。

21ページをお開きください。給与費明細書です。

1、一般職、(1)総括。区分欄の下段の比較で申し上げます。

職員数1名の減、給与費の給料499万円の減、職員手当250万1,000円の減、給与費計で749万1,000円の減、共済費410万9,000円の減、合計で、本年度1,160万円減の1,880万円の予定です。

次の職員手当の内訳、給料及び職員手当の増減額明細等の説明は省略いたします。

25ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書です。合計で申し上げます。

事業名、特定環境保全公共下水道事業、全体計画事業費1億1,200万円のうち、平成25年度末までの支出見込み額3,400万円、平成26年度支出予定額7,800万円、継続費の総額に対する進捗率100%の予定です。

26ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。下水道事業債一般分と、臨時財政特例債の合計額で申し上げます。

平成24年度末現在高、21億5,437万7,000円、平成25年度末現在高見込み額19億2,789万円、平成26年度中増減見込みで、平成26年度中起債見込み額8,020万円、平成26年度中元金償還見込み額2億3,928万4,000円、平成26年度末現在高見込み額、17億6,880万6,000円の予定です。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

引き続き、議案第9号平成26年度別海町水道事業会計予算について御説明いたします。

別冊の予算書になります。

初めに、平成26年度の予算につきましては、地方公営企業会計制度の見直しにより、新しい会計処理制度に基づき編成をしております。会計制度の見直しは、会計処理や財務状況の表示のルールである会計基準について、地方公営企業の特徴を踏まえつつ、民間企業の会計原則の考えを取り入れ、財務状況の透明性を図るものです。

このため、財務状況の表示は大きく変わっていますが、多くは表示方法の変更に伴うものであります。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

第1条、総則。

平成26年度別海町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量を、次のとおりとする。

- (1) 給水件数、7,131件。
- (2) 年間総給水量、516万7,243立方メートル。
- (3) 1日平均給水量、1万4,157立方メートル。

第3条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益、第1項と第2項合わせて10億926万9,000円。

支出、第1款水道事業費用、第1項から第4項まで合わせて7億8,913万円。

第4条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額が支出額に対して不足する額4億6,639万7,000円は、減債積立金1億3,725万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,386万6,000円、過年度分損益勘定留保資金3億527万8,000円で補てんするものとする。

収入、第1款資本的収入、第1項で1,290万円。

支出、第1款資本的支出、第1項から第3項合わせて4億7,929万7,000円。

2ページをお開きください。

第5条、一時借入金。

一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費、6,054万5,000円。

- (2) 交際費、5万円。

第7条、たな卸資産購入限度額。

たな卸資産の購入限度額は、2,192万9,000円と定める。

第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

決算により消費税及び地方消費税予算に不足が生じた場合、その充当のため項間の流用ができるものとする。

3ページ、4ページの予算実施計画の説明は省略いたします。

5ページをお開きください。

平成26年度別海町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。この計算書は、これまでの資金計画書にかわるもので、会計基準の見直しにより作成が義務づけられ、実際の収入から支出を差し引いて手元に残る現金預金の流れをあらわしたものです。説明は、業務活動、投資活動、財務活動の3区分ごとの合計額で申し上げます。

1、業務活動によるキャッシュ・フロー、差し引き合計で3億8,089万8,000円のプラス。

2、投資活動によるキャッシュ・フロー、差し引き合計で3億527万8,000円のマイナス。

3、財務活動によるキャッシュ・フロー、1億3,725万3,000円のマイナス。

3区分合計で、資金増加額6,163万3,000円のマイナスとなります。よって、資

金期首残高29億3,583万9,000円、資金期末残高は28億7,420万6,000円。この金額が、平成27度3月末の現金預金高となる予定です。

6ページをお開きください。給与費明細書です。

1、総括。比較の合計で申し上げます。

職員数、一般職、増減はありません。給与費、給料255万円の減、手当30万4,000円の減、計285万4,000円の減、法定福利費384万8,000円の減、合計で本年度670万2,000円減の、上段3行目になりますが、5,745万7,000円の予定です。

以下、手当の内訳、2、給料及び手当の増減額の明細、3、給料及び手当の状況につきましては説明を省略いたします。

9ページをお開きください。債務負担行為に関する調書です。

事項、財務省用地賃貸料、限度額は1万4,000円です。平成26年度以降の支払い義務発生予定額、期間は平成26年度から平成27年度まで、金額は1万4,000円です。

以下、損益計算書、貸借対照表につきましては説明を省略いたします。

以上で、議案第9号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 次に、議案第8号平成26年度町立別海病院事業会計予算の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（佐藤一彦君） 議案第8号の内容説明をいたします。

お手元の町立別海病院事業会計予算書の1ページをお開き願います。

平成26年度の予算書につきましては、地方公営企業法の改正に伴い見直しがされた新会計制度を適用し作成しております。

それでは、平成26年度町立別海病院事業会計予算。

第1条、総則。

平成26年度町立別海病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1、病床数、84床。
- 2、年間患者数、9万8,603人。入院2万3,725人、外来7万4,878人。
- 3、1日平均患者数、372人。
- 4、主要な建設改良事業、医療機械器具購入事業、事業費5,541万6,000円。

第3条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、1款病院事業収入、1項から3項合わせて25億3,487万4,000円とする。

支出、1款病院事業費用、1項から4項合わせて27億6,377万3,000円とする。

次に、2ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,586万3,000円は、過年度分損

益勘定留保資金 5,586万3,000円で補てんするものとする。

収入、1款資本的収入、1項2項合わせて1億1,777万2,000円とする。

支出、1款資本的支出、1項2項合わせて1億7,363万5,000円とする。

第5条、企業債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、医療機械器具購入事業、限度額5,510万円、起債の方法、証書借り入れ、利率3%以内、償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還、または低利に借換えることができる。

第6条、一時借入金。

一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費、13億9,203万9,000円。

2、交際費、150万円。

続きまして、3ページです。

第8条、他会計からの補助金。

次に掲げる事由により、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

1、医師及び看護師等の研究研修に要する経費、384万1,000円。

2、病院事業職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費、2,236万2,000円。

3、病院事業職員の追加費用負担金に要する経費、2,278万5,000円。

4、児童手当に要する経費、417万6,000円。

5、院内保育所に要する経費、1,582万9,000円。

6、医師の派遣を受けることに要する経費、2,860万円。

第9条、たな卸資産の購入限度額。

たな卸資産の購入限度額は、2億3,856万6,000円と定める。

第10条、重要な資産の取得。

重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類、器械備品、名称、腹腔鏡システム購入ほか、数量、一式。

第11条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額の流用することができる場合は、次のとおりと定める。

決算により消費税法及び地方消費税予算に不足が生じた場合、その充当のため項間の流用ができるものとする。

続きまして、8ページをお開きください。

平成26年度町立別海病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。資金計画書にかわるものです。説明は、業務活動、投資活動、財務活動の区分ごとの合計額のみで申し上げます。

1、業務活動によるキャッシュ・フロー、差し引き合計で5,074万4,000円。

2、投資活動によるキャッシュ・フロー、合計額で6,541万6,000円のマイナス。

3、財務活動によるキャッシュ・フロー、差し引き合計で、955万3,000円のプラ

ス。

資金増加額マイナス511万9,000円、基金期首残高1億4,633万4,000円、資金期末残高1億4,121万5,000円、この金額は、平成27年3月末の現金預金の残額となる予定です。

続きまして、9ページです。給与費明細書でございます。

総括で、前年比及び今年度の合計額で申し上げます。

職員数、前年比3名増の85名、給与費合計で、前年比8,748万1,000円増で、11億1,148万1,000円、法定福利費、前年比2,207万3,000円増で、2億8,055万8,000円、合計で、前年比1億955万4,000円増で、13億9,203万9,000円です。

以下の手当の内訳と給与費の明細、及び損益計算書、貸借対照表につきましては説明を省略いたします。

以上で、議案第8号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、議案第2号から議案第9号までの平成26年度別海町各会計予算8件について、内容説明が終わりました。

ここでお諮りします。

平成26年度別海町各会計予算の8件については、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置して、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第9号までの8件については、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

なお、特別委員会の名称は、平成26年度別海町各会計予算審査特別委員会とします。

次に、委員長及び副委員長の選出については、さきの議会運営委員会において、先例に基づき候補者が選考されております。

お諮りします。

委員長及び副委員長の選出については、議会運営委員会での選考に基づき、委員長に8番安部議員、副委員長に6番沓澤議員とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、平成26年度別海町各会計予算審査特別委員会の委員長に8番安部議員、副委員長に6番沓澤議員と決定いたしました。

お諮りします。

ただいま、全員による平成26年度別海町各会計予算審査特別委員会が設置されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑は省略することに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時16分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第19号

○議長（渡邊政吉君） それでは次に、日程第10 議案第19号別海町畜産環境に関する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 議案第19号別海町畜産環境に関する条例の制定について、内容説明を申し上げます。

議案書の19ページをお開きいただきます。

まず初めに、本議案の提案に至りました背景等につきまして御説明を申し上げます。

別海町は、西別岳のふもとに源流を持つ西別川を初めとして、大小さまざまな河川を有し、その清らかで豊かな水資源を背景に、酪農を専業とする農業と漁業が発展してまいりました。

特に酪農は、昭和30年代のパイロットファーム事業や、昭和58年からの新酪農村建設事業など、国家的事業を通じて経営規模の拡大が進み、今日、日本一の生乳生産を誇る、大規模な酪農地帯へと成長を遂げてまいりました。

こうした中、今、農家の方々は高齢化による担い手不足の問題や、飼料費や燃料費の高騰、T P P交渉の行方等、先行きが見えない中、生き残りをかけて日々必死に生産活動を行っております。

一方、平成11年7月22日付で成立し、当年11月1日から施行されました家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、農家の方々は家畜排せつ物の適正な管理を確保し、堆肥として農業の持続的な発展に資する土づくりに積極的に活用するなど、その資源としての有効利用を一層促進する必要性が生じたところです。

このような状況の中、昨年、一昨年と河川へのふん尿等の流出事故が発生し、河川に対し環境負荷をかけることとなり、漁業者の農業者への不信感等にもつながる事態となってしまいました。

町といたしましては、平成24年8月27日付で普及センターと各農協で、別海町家畜排せつ物管理適正化指導チームを設置し、管理状況に関する全戸調査、巡回パトロール、広報活動等を実施してまいりましたが、いまだに家畜排せつ物の適正な管理、及び利用に至っていないのが現状でございます。

別海町の経済基盤は、基幹産業であります農業と漁業が支えており、この両者が将来にわたり共存共栄できるような社会でなければ、町の発展はありません。今、農業と漁業の間に存在する課題解決に向け、真剣に取り組んでいかなければならない時期と考え、本条例案を制定しようとするものでございます。

本条例は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の管理基準や、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に対する違反として通報される前に、町として規制基準を設け、対応しようとする条例です。

また、去る1月には、農協職員等を含めた農家説明会を10カ所で行いました。説明会の中で、農家の方々から性急な進め方に対する疑問や不安等の意見が多かったため、町で

は農家の方々の理解が得られたとは言いがたい状況であると判断しました。

しかし、本条例は農業と漁業が、将来にわたり共存共栄し得る社会を構築することを目指し、農協と漁協関係者で策定した条例案であり、機運の高まっている今において制定する時期はないというふうに考え、施行日を本年4月1日とするものでございます。ただし、規制基準の適用については農家の方々の準備の期間を考慮し、3年間猶予し、平成29年4月1日とするものでございます。

それでは、条例案を朗読して、内容説明にかえさせていただきます。

別海町畜産環境に関する条例。

目次、第1章、総則（第1条から第7条）。

第2章、健全な畜産環境の保持に関する施策等（第8条から第23条）。

附則。

第1章、総則。

第1条、目的。

この条例は、別海町において、健全な畜産環境の保持について、基本理念を定め、町、事業者及び農業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本事項を定めることにより、良好な水環境保全し、農業と漁業が将来にわたり共存共栄しうる社会を構築することを目的とする。

20ページでございます。

第2条、定義。

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1号、事業者、町内において酪農業又は畜産業を営む者及びその者から農作業の委託を受けた者をいう。

2号、農業団体、町内の農業者が組織する農業協同組合をいう。

3号、漁業団体、町内の業者が組織する漁業協同組合をいう。

4号、健全な畜産環境の保持、健全なる意思のもと、家畜排せつ物や雑排水等を適正に処理し、環境に対する悪影響が出ない状態を保ちつづけることをいう。

5号、良好な水環境、河川や湖沼などの水環境が、漁業への悪影響が出ない良好な状態にあることをいう。

6号、雑排水、乳や家畜排せつ物等が混入した畜舎等から排出される排水をいう。

7号、環境負荷、事業者の事業活動により環境に加えられる影響であって、良好な水環境の保全にとって支障の原因となるおそれのあるものをいう。

第3条、条例の解釈適用。

この条例は、事業者の適正な事業活動を制限するものではない。

第4条、基本理念。

健全な畜産環境の保持は、町、事業者及び農業団体が自らの責務を自覚し、自主的かつ積極的な取組により行わなければならない。

2項、健全な畜産環境の保持は、本町の豊かな自然環境を未来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

3項、健全な畜産環境の保持は、将来にわたり農業と漁業が共存共栄していける社会を構築していくことを目的として行われなければならない。

第5条、町の責務。

町は、健全な畜産環境の保持に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなけれ

ばならない。

2項、町は、前項の施策の策定及び実施に必要な財政上の措置を講じなければならない。

第6条、事業者の責務。

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、漁業に与える影響を認識し、事業活動に伴って生ずる環境負荷が最小限になるよう必要な措置を講じなければならない。

2項、事業者は、町が実施する健全な畜産環境の保持に関する施策に協力するとともに、自らも共同により環境負荷の低減に資する活動を実施するよう努めなければならない。

第7条、農業団体の責務。

農業団体は、その組合員に対し、前条に規定する事業者の責務が適正に遂行されるよう指導しなければならない。

2項、農業団体は、町が実施する健全な畜産環境の保持に関する施策に協力するとともに、自らも健全な畜産環境の保持に関する施策を策定し実施しなければならない。

第2章、健全な畜産環境の保持に関する施策等。

第8条、施策の基本方針。

町は、第4条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

1号、健全な畜産環境の保持に係る意識の向上を図ること。

2号、家畜排せつ物や雑排水等の適正な処理を進め、環境負荷の低減を図ること。

3号、事業者による事業活動が漁業に悪影響を及ぼすことがないように、良好な水環境の保全を図ること。

4号、農業と漁業の相互理解に資する施策を推進すること。

5号、農業と漁業の協働による取組を通じ、両産業の振興に資する施策を推進すること。

第9条、規制基準の設定。

町長は、健全な畜産環境の保持を図るために必要な規制基準（以下「規制基準」という。）を規則で定める。

22ページ、次のページです。

第10条、規制基準の遵守義務。

事業者は、規制基準を遵守しなければならない。

第11条、改善勧告。

町長は、事業者が規制基準を遵守していないと認めるとき、又は遵守されないおそれがあると認めるときは、改善すべきことを勧告することができる。

第12条、改善命令。

町長は、前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて改善すべきことを命ずることができる。

2項、町長は、前項の規定にかかわらず、規制基準の遵守義務に照らし必要と認めるときは、期限を定めて改善すべきことを命ずることができる。

3項、前2項の規定により命令を受けた者は、当該命令に基づく改善を行ったときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

第13条、公表。

町長は、前条の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わないときは、別海町告示式条例（昭和25年別海町条例第23号）第2条第2項に規定する町庁舎掲示場（以下「掲示場」という。）への掲示により、次に掲げる事項を公表することができる。

1号、前条の規定による命令に従わなかった者の氏名、住所及び所属する農業団体名（法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び所属する農業団体名）。

2号、前条の規定による命令の内容。

2項、町長は、前項の規定にかかわらず、規制基準の遵守義務に照らし必要と認めるときには、掲示場への掲示により、次に掲げる事項を公表することができる。

1号、規制基準を遵守していない者の氏名、住所及び所属する農業団体名（法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び所属する農業団体名）。

2号、規制基準を遵守していない内容。

3項、町長は、前2項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該者にその理由を通知しなければならない。

第14条、報告及び検査。

町長は、この条例の施行に必要な範囲内において、事業者に対し必要な事項の報告を求め、又はその職員に事業者の施設及び農場に立ち入り、検査をさせることができる。

2項、前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3項、第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第15条、監視、巡視等の実施。

町は、農業団体や漁業団体等関係機関と連携し、事業者における健全な畜産環境の保持の状況を的確に把握するため、必要な監視、巡視等を実施するものとする。

第16条、事業者との協定の締結。

町長は、事業者の事業活動に伴う環境負荷の低減を図るため、特に必要があると認めるときは、事業者との間で環境負荷の低減に関する協定を締結するものとする。

第17条、経済的措置等。

町は、事業者が環境負荷の低減のための施設整備、その他健全な畜産環境の保持を図るために必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

2項、町は、事業者が健全な畜産環境の保持を図るために特に必要があるときは、事業者及び農業団体に適正な経済的負担を求める措置を講ずるものとする。

3項、町は、良好な水環境の保全を図るために必要と認められる事業に対し、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

第18条、環境学習の推進。

町は、町民が環境保全についての理解を深めることができるよう、健全な畜産環境の保持に関する学習の推進を図るものとする。

第19条、調査及び研究の推進。

町は、健全な畜産環境の保持に資するため、必要な調査及び研究の推進に努めるものとする。

第20条、国、道及び他の地方公共団体との連携協力。

町は、健全な畜産環境の保持を図るために必要な取組について、国、道及び他の地方公

共団体と連携し協力してその推進に努めるものとする。

第21条、施策の推進体制の整備。

町は、健全な畜産環境の保持に関する施策を推進するため、町の関係部局の連携及び施策の調整を図るものとする。

2項、町は、関係機関と協力して健全な畜産環境の保持に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

第22条、情報の共有。

町及び農業団体は、毎年、健全な畜産環境の保持に関して講じた施策の実施状況について、漁業団体等と情報を共有する機会を持つものとする。

第23条、規則への委任。

この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。ただし、第9条から第15条までの規定は、平成29年4月1日から施行するというものでございます。

以上で、議案第19号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第19号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

3番森本議員。

○3番（森本一夫君） 今、条例の説明があったのですが、規制基準の設定というところで、規制基準は何をもとにというか、町独自でつくるのかどうか、まず1点です。

それともう一つは、第17条の適正な助成その他の措置を講ずることができると。それと、3項にも適正な助成その他の措置を講ずるものとするがありますが、その適正な助成とその他の措置としてという部分の説明をいただきたい。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

規制基準については、多くの条項があるのですが、それは町独自のものです。

○議長（渡邊政吉君） はい、産業振興部次長。

○産業振興部次長（竹内伸康君） 適正な助成その他の措置ということでございますけれども、このたび農家の方におかれましては、家畜排せつ物法の施行によって、施設的には既に整備されている状況でございますけれども、その後の増頭により施設容量が不足したり、また、雑排水処理施設については、ないところもございます。

規制基準につきましては、その部分についても規制するというところでございますので、必要な部分、適正な部分については、この条項に従って助成措置を講じていくということでございます。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員、よろしいですか。

はい、森本議員。

○3番（森本一夫君） 今の件で、もう1点だけお伺いします。

適正な措置の部分ですけれども、施設が適正なのかどうかという判断は、何か基準があって判断されるかと思うのですが、もし、それがあれば教えてください。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（竹内伸康君） 適正なというところの基準につきましては、明確に紙

に書いたというものはないわけでありませうけれども、町とかJ A、あるいは普及センターなどで組織しております家畜排せつ物適正化指導チームというものがございませう。昨年におきましても全戸調査して、その状態についても把握しております。

そういったチームの中で、1戸1戸の農家について、その状態がどのようなものであるのか、不適正な状態がどの程度あるのかというものをチームの中で話し合い、そして判断してまいりたいと考えませう。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） 大体わかったのですけれども、その適正なところが各農家によって違ふと思うので、要するに批判を受けないうな形の判断をして進めていただきたいというふうに希望して終わります。

○議長（渡邊政吉君） 要望でよろしいのですか。

ほかに御質問ございませうか。

はい、6番沓澤議員。

○6番（沓澤昌廣君） この環境条例に対しては反対ではないのですけれども、要するに農家の人もたくさん議員がおりますので、やはり新聞報道を先にするよりも、できれば議員に説明してほしいというのが、私の要望です。

○議長（渡邊政吉君） 沓澤議員、お伺いします。

答弁いりますか。

○6番（沓澤昌廣君） できれば、町長の答弁ほしいです。

○議長（渡邊政吉君） それでは、町長のほうから答弁お願いします。

○町長（水沼 猛君） お答え申し上げますけれども、新聞報道については、どの程度新聞社の方がわかって報道されているのか、我々にはわかりませう。

しかしながら、我々としては、先ほど今日までの経過について報告いたしましたように、農協の皆さん、漁協の皆さん、そして一般の酪農家の皆さんが入った中で、これを検討してきています。そのことについても、議会の皆さんにはできる限り、その経過等を含めて説明してきたと考えております。

そういう中でやってきていると思っておりますので、ぜひ今後できる限り、もちろんそれぞれ説明することは当然であります、この問題に限らず、適正な形で説明することについては、今後とも努力してまいります。

○議長（渡邊政吉君） 沓澤議員。

○6番（沓澤昌廣君） 町長は全員に説明されたと思っておりますけれども、実際は産業の委員会の人たちには説明しているのですけれども、議員全員には説明というのは全然ないのですよ。今回が初めてなのです。

ですから、できれば、やはりこういう大事な環境条例に対しては、議員全員への説明というのをしてほしいと思ひます。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） これまで特に産業、所管の委員会のほうには説明してきたところであります。

いずれにしても、そういう中で議会の皆さんがさらなる説明、それについては我々もそのような形で、今日まで、この問題に限らずやってきておりますので、ぜひ、そういうことであれば、さらに町として、行政として説明するという、このことについては、全くそのとおり、しっかり説明させていただきたい。そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 沓澤議員、よろしいですか。

ほかに御質問ございますか。

1 番木嶋議員。

○1 番（木嶋悦寛君） 家畜排せつ物法が施行されて以来10数年たった今でも、きちんと処理されてない農家があるということなのですけど、その根本的な原因、なぜそういう処理がなされていないのか。例えば状態ではなくて原因として、経済的な要因があるかとか、いろいろなことがあると思うのですが、そうしたところをきちんとつかんでおられるのかどうか伺います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

原因と申しますか、昨年11月に指導チームによりまして、全戸調査を行いました。その中で765戸くらいのうち、250戸くらいが不適切といいますか、指摘事項がある件数がありました。

その中身を見ますと、大体半分ちょっとが野積みの関係です。あと、それぞれ一部堆肥舎のれき汁といいますか、その汁の部分を受けるところがなかったりとか、詰まっていたりだとかというものは、それらは改善していけばいいのかなと思いますけども、一番大きな問題は、野積みの問題かなというふうに思っております。

これについては本来、家畜排せつ物法ができたときにスラリーストア、あるいは堆肥舎というものは、皆さんつくられたはずなのでございますけど、実際はこの辺としては、堆肥舎で水分調整ができないために高く積めないといった中で、堆肥舎の容量が不足しているということもありますし、農家の方々は草地のほうに野積みをしているのが現状なのですが、家畜排せつ物法上、そのまま堆積、野積みしておくのは法律に抵触しますので、下にはビニールを引いてください、上にはビニールをかけてくださいという指導をしています。最近はそのようなことで農家の方の意識も大分変わってきていますけれども、そういうビニールでやる、あるいは堆肥舎でやることに對して、堆肥としての効果といいますか、そういったものは本来、何も無い土の上においたほうが一番いいというのはわかっているのですが、どうしても法律上そういった困った形で、ほかに流出しないという処置をせざるを得ない。

今回、農家説明会の中でも、農家の方からお話がありました。今言ったように、堆肥として使うには、土の上に置いて発酵させて、切り返しをして使うのが一番いいのですよというお話は聞きました。ですが、法律上そういう形になっていますので、これは大きな問題だと思っていますので、ことし、いろいろな先生方がいろいろな調査して、いろいろな学説を出しています。それらも調べながら、何かいい方法はないかということを探るということを、農家の方にお話しましたので、その点について、ことし、ちょっと研究をしてみたいなというふうに思っています。それらがどういった形でクリアできるかわかりませんが、これが一番大きな問題かなというふうに今のところ思っています。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1 番（木嶋悦寛君） もちろん猶予期間もあって、そういうことを研究していった、順次進めていくということは理解できるのですが、ただやはり、今ある状態をというよりも、なぜそういう野積みの状態を続けなければならないのか。あるいは、それを変える策というか、そういうものをきちんと提示したりだとか、今研究すると言われたので、これからということなのではと思うけど、実際に費用のかからないような方法でやられている町

内の酪農家さんもいらっしゃいますし、そうした情報の提供は、これまでも本当に少なかつたのではないかなど。お金がかかるものしか採用しないみたいな感じの傾向が、どうもあるような感じがしてですね、それがきちんとした排せつ物の処理を阻害していたのではないかとことも考えられますので、やはり多様なニーズにこたえていくような情報提供、蓄積なりをするべきだと思うのですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げますけれども、いずれにしても家畜の排せつ物、これはやっぱり事業者がしっかり適正に管理をしないとならない。これは皆さん、御承知のことと思います。

それには、もちろんコストのかからない最上の効果が上がる方法でやるべきだと思っております。したがって、ある程度のコストを負担するという事は、これはやむを得ない。そういう前提に立たなければならぬと、そのように思っております。

いずれにしても、先ほどもこの条例が、なぜ今必要なのか。それらを含めて、部長のほうから説明もあったところであります。そういうことで、いわゆる背景については説明がありましたので、当然わかっていただいている部分だと思っております。

いずれにしても、この条例を振りかざして規制をする。また、営農に支障が出てくるようなことが起こる、そのようなことは全く目的ではございませんし、農業者の意欲をそぐ、そのようなことも当然我々は考えてはいませんし、そのような条例ではないと思っております。むしろ、環境の保持に心がけながら、誇りと自信を持って、酪農畜産取り込める、そういう取り組みだと思っておりますし、まさに将来にわたって酪農畜産、そして漁業が共存共栄して発展していける、そのような状況を、第一次産業の町として、しっかりこれからつくっていくことを今考える必要があるということで、今回条例を制定したところであります。

まさに、今やらなければ将来に禍根を残すという思いで、今回条例を制定させていただきましたし、農家の皆さんから御心配や、いろいろな批判もいただきました。そういうことも重々承知で、そのことについて前向きにしっかり取り組んでいこうという思いの中で、条例を提出させていただきたい。そういう思いでいるところであります。

まさに今日まで、別海町は日本一の酪農郷、そして、自信と誇りを持って、国民の大事な食料を生産してきた。そして、漁業とともに、安定したつくり育てる漁業をしながら、食料生産をしてきたという自負を持って、今まで別海町は進んできたと思っております。

今、この取り組みをすることによって、将来にわたって、さらに、この自身や誇りを確固たるものにしたい。その時期が今ではないと、そういう思いできたところで条例を制定させていただいたところであります。まさに先達の皆さん、まさに今日まで我々が言葉にあらわせないような、汗や労苦をして、この日本一の食料生産をする第一次産業の町、これをつくってきていただいたのであります。

まさに、地域の経済を支え住民の生活を支える、大事な基幹産業であります。これを酪農、畜産、漁業、これを未来の子供たちに誇れるような産業として、持続的に発展できる基盤をつくっていく。そういう意味で大事な時期だと思っております。

ぜひ、このような基盤をしっかりと、これから次代を担っていく皆さんに引き継いでいく。これが私どもの責任だと思っております。ぜひ、そういう意味で厳しいことも、それはあるかもしれませんが、ただ、それは我々も一緒になって乗り切っていく、そういう思いで今後、これに取り組んでいただきたい。そのように思っております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 今、町長には非常に熱く思いを語っていただきましたが、そうした思いをきちんと乗せて、条例を実効性のあるものに、ぜひしていただきたいというふうに思います。

繰り返し申し上げますけども、個々の農家でいろいろ事情が違うと思いますので、どういったことで今まで処理ができなかったのか、原因をきちんと把握した中で、この条例を実効性のあるもの、そして、この期間内に残りの250件ぐらい農家があるというふうに伺っておりますけど、それがきちんと適切な処理に向かえるように、ともに歩んでいただきたいというふうに考えます。

私たちもそれに対して、協力できることはきちんと協力していくということでやっていきたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（渡邊政吉君） 要望でいいのですね。

ほかに御質問ございますか。

15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 4点、質問をさせていただきたいと思います。

一つは、附則にただし書きがあって、つまり、この条例の施行については2回に分けてやるのだよという形になっております。

これは当初から考えられていたことなのか、あるいは農家さん、あるいは農協と話をする中で、こういうふうにしようということにしたのか。そこら辺の経緯をちょっとお聞きしたいと思います。

それから2番目なのですけれども、基準ができる、それを守らなければならない、守らない場合は公表をするということでもありますけれども、そういうことにならないように、いろいろな助成もするというふうになっていますが、今の木嶋議員の話の中でも若干触れられていましたけれども、適正な管理のためにかかるお金はかけていくよということかなというふうに思うのですが、前にも申し上げたとおりに、それは無制限にやっていくわけにはいかないと、だから根本的なところを考えて、断ち切るべきものは、きちんと断ち切っていかなければいけないというふうに思うわけなのですけれども、そういう点では、先ほど木嶋委員のおっしゃられたとおりのことです。

その悪循環ですね。多頭化したら、ふん尿の処理がしきれなくなる、しきれなくなるからお金をかける、そうするとまた多頭化が進む、そのことでまたお金がかかると農家の負担はますます大きくなるというループを、どこかで断ち切らなければいけないだろうというふうに思うのですけれども、その点について、ぜひお考えをお聞きしたい。

農家さんからお話を聞くと、これは離農促進条例になるのではないかというふうな声もあります。負担がどんどん大きくなる、そして町の財政負担も大きくなると、こういうことになったら大変だという話であります。

だから繰り返しになりますが、どこかでループを断ち切らないとだめだというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

それから3番目ですけれども、部長からも、くしくも出ましたけど、家畜排せつ物法そのものにさまざまな矛盾があります。

おっしゃられたとおりに堆肥の切り返して、野積みであっても水分が調整されて、切り

返しをすることで、それが有用な資源になっていくというようなことを、ずっと先輩たちはやってきた。そのことが、この法律でできなくなる部分もあると、そういう矛盾、川のそばか、そうではないのかということでも、個々の農家で状況が違うということに対して、一つ一つ丹念に対策をとっていかなければならないはずなのに、もう網をかけてしまうという法律になっているという点での矛盾、さまざまにあります。

ぜひ、この矛盾を解決するという点でも、町は国会の先生方等も含めて協議をすると、農協とも協議をするというようなことが必要ではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

それから、この条例案の18条、19条は大変大事なかなというふうに思います。環境学習の推進、あるいは調査及び研究の推進、こういうことも非常に重要だと思いますが、具体的にどんなことを考えられているのか、お聞きをします。

4点です。

○議長（渡邊政吉君） 今、中村議員から4点、あるいは5点ほど質問がありました。

答弁調整の必要性を考えまして、ここで1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 0時56分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、午前中に引き続き会議を再開いたします。

先ほど議案第19号に対して、中村議員から質問が4点ほどありました。順次説明をしていただきたいと思います。

まずは、産業振興部長から。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

4点ほど御質問あった中で一つ目、今回の施行時期について2段階に分けたというのは、当初からの考え方かというお話でございますけど、これにつきましては先ほど議案説明の前段で申し上げましたように、町内において10カ所で農家説明会をやった中で、農家の方々からいろいろな意見があり、その中で農家の方々の準備の期間、そういったものもやはり必要だということを判断して3年間猶予するという点で、2段階に分けたということでございます。

それと2番目のほうでは、今回の家畜ふん尿の関係について、根本的なものを断ち切る必要があるのではないかというお話でしたが、これについては先ほど申し上げましたように、堆肥の活用といいますか、そういったものについて調査研究をしていくという形にしております。

それと多頭化に関して、それだけふん尿が多いという形で、こういった問題が出てくるのではないかというお話もありました。これは小規模農家であっても、家畜ふん尿の処理というものは同じでございます。よって、多い少ないに関係のないことかなというふうに思っているところです。

あと、農家の負担が多くなるということでございますけど、これにつきましては、もともと家畜排せつ物法がありまして、それが平成16年に施行されまして、もう9年ほどたっています。

その中では、本来この法律に抵触しないように整備するのが通常といった中で、今回、先ほど言いましたように250くらいありまして、野積みの関係がその半分以上あるということで、本来やっていなければならないということと、あと大半の農家がもう整備をさ

れている。不適切な部分がないといえますか、指摘事項がなかったという状況の中では、やはり農家の状況によってできなかったのか、意識がなかなか薄かったのか、いろいろな事情があると思いますので、そういった農家については、これから内容を確認の上、対処、その場合には助成も必要な場合も出てくるかもしれませんが、農家個々によって違うと思いますので、それを確認しながら対処していくという形になると思います。

あと後半の3番目、4番目については次長のほうから答弁させます。

○議長（渡邊政吉君） それでは、産業振興部次長。

○産業振興部次長（竹内伸康君） 3番目の質問でございますが、家畜排せつ物法と農家段階での野積みというものの、そういった現場段階での矛盾ということでございますけれども、これは19条のほうの調査研究とも関連する部分でございますが、家畜排せつ物法につきましても平成11年に成立をいたしまして、その5年後、平成16年から管理基準が適用になっております。

管理基準の適用から、8年が経過しておるわけでありまして、その間、農家段階におきましては、この家畜排せつ物法と、現場での実際営農をやられている上での堆肥のつくり、そういった中でいろいろな矛盾を抱えながら、営農されているのだというふうに考えております。

町といたしましては、その間、法律が整備されていなかったこともあり、その管理をいかにするか、家畜排せつ物をいかにそういった管理施設の中で管理するかという、むしろ指導のほうに力を入れてきたわけでございますけれども、今申し上げましたように、農家段階においては、その法律と現場というものは、非常に苦しまれていたのだなというふうに感じております。これは農家説明会の中でも、私も非常に皆さんからいろいろな御意見が出てきた中で感じたことでございます。

この家畜排せつ物につきましても、例えば1トンの家畜排せつ物があるとすれば、その86%が水分だと言われております。72%のふわっとした堆肥にするためには、500キロの水を抜かないとならないというふうに言われております。この堆肥づくりというのは、いかに水分を抜くか、水との戦いというふうに言われています。

家畜排せつ物法は、それと逆行した家畜排せつ物を上と下で囲う、水分を逃さないという管理方法でございます。

先ほど申し上げましたように、平成11年から十四、五年がたっております。これを施行した中で、こういった農家の声を、やはり真摯に受けとめていかなければならないというふうに考えているところでございます。

こうした中で、この法律の中で恒常的に運用されてきた管理基準、上と下を水分を逃さないという管理基準、こういったものが果たして今までどおりの考え方で、これからのいかんかどうか。私たちは、やっぱり考えなければならぬというふうに考えております。

したがって、今回の野積みの例を挙げれば、いかに農家側に立って、この野積みというものを考えるか。野積みというもののうち、ある条件であるならば野積みを許される状況はなにかどうか、そういったことについて町のほうも試験場、あるいは普及センター、そういった研究機関の先生方といろいろな研究しながら、真剣に考えていかなければならないというふうに考えております。

4番目の環境学習についてでございますけれども、昨年につきましては平成25年の2月、そして6月、そして12月と3回に分けて、水環境と畜産環境に関する研修会、意見交換会というものを開催いたしました。

それぞれ、酪農、水産、林業という具合にテーマを分けてやってきたわけでありましてけれども、行政、町民、関係団体、いろいろ入った中で集まっていたいただきまして、そういった方々の評価も非常に高いところでございます。

今回の条例につきましても、第8条のほうに施策の基本方針の第1番目に、健全な畜産関係の保持に係る意識の向上を図ることということを明記しております。やはり、施設云々とかそういったものの前に、やはり農家ばかりではなく、町、JA、そして町民の皆さんのこういった意識というものを高めていかなければならないというふうに考えています。

したがって、この条例にもありますように環境学習ということで、昨年も3回ほどテーマでやったわけでございますけれども、興味があるテーマ、あるいは農家の方、あるいは水産の方、みんなが来ていただけるようなテーマを選びながら、この環境学習というものを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 大変重要で前向きというか、これはもうぜひやっていくべきだというふうに思われる内容も、今るる話されました。

その点は、大変評価をいたしたいというふうに考えていますが、一つ一つの答弁に沿って、もう少しお聞きをしたいのは、まず、この附則のただし書きがつけられたのは、当初からの考え方ではなく、説明会で農家さんの意見を聞く中でそういうことにしたということですが、ちょっとこういう言い方はどうかというふうに思うのですが、これは出したらそういうふうになりますよ。私は大変素人だけれども、今の段階で、この条例をすぐやろうとしたら、それは無理だというふうに出るのは当たり前ではないかというふうに私は思うのですよ。だから、なぜそういう考え方が、町のほうになかったのかなというのがすごく疑問なのです。

率直に言わせていただいて、気持ちはわかりますよ。急がなければいけないとか、いろいろな問題が出ているから、それを直ちに解決しなければいけないという気持ちはわかるけれども、先ほど沓澤議員もおっしゃられましたように、順序をやっぱりきちんと考えて、みんなに理解を得られるような順番なり、あるいはやり方なりを考えていく必要があったのではないかなというふうに私は思うので、その点について、お考えを再度聞かせてください。

それから次長が、この家畜排せつ物法に関しては、実際にやっていく上では、いろいろな矛盾が現場であったというふうに率直におっしゃられていたので、その点をちゃんと把握されているということについては、大事なことだなというふうに思っております。

それで、いろいろな問題が出ているけれども、もう何年もたっているのだから、本当は整備しなければならなかったのだという言い方も部長されましたけど、実はいろいろな矛盾があって、それは一律には言えないけれども、いろいろな矛盾があってやりにくいところがたくさんあったにもかかわらず、事実上放置されていたわけですね。いろいろ考えていたとか、やっていたとかおっしゃるかもしれないけど、事実上放置されていたと。そういう点での行政の責任も、私はあるのではないかというふうに率直に言って思うのですが、いかがでしょうか。

それから研究、それから学習の推進ということについては、これは要望ですけども、私たちが積極的な提案をしていきたいと思いますが、これは力を入れて進めていく必要があると思います。私たちが努力したいと思います。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） お答え申し上げます。

まず先ほども言ったように、この条例を制定するには、いろいろな背景があるということをお申し上げてきました。

先ほど答弁もあったように、家畜排せつ物の適正化法が成立をして、猶予期間5年間、それから9年目を迎えている。そういう状況の中で、一昨年含めて、いろいろな問題があったわけでありまして。

町としても、それまでもいろいろ指導を含めて、農協の皆さん、そして農家の皆さん、そして漁業の皆さんにも協力をいただきながらやってきたところであります。そして、そのことをやってきたけれども、そういう残念な事態になってきた。いろいろなところで漁業、農業が共存していく中で、いろいろな問題があるわけでありまして。

そして、我々の町は、まさに一次産業でこの町が支えられている。そして、町民の皆さんも、いろいろなところで環境問題に努力をし、協力をして、河川含めていろいろな環境問題を真剣にやっけていこうと、そういう機運が盛り上がってきているところであります。そういう時に、いろいろな問題が発生してきたということは、極めて残念なところであります。

したがいまして、今回、この条例につきましても、まさに適正化法を超えるものではないわけでありまして。先ほど説明がありましたように、それに取り締まりを受けることになる前に対応していこうと、そういうことでありまして、我々としては、やっぱり行政はしっかりと法律を守るとというのが前提であります。

矛盾の中にはあります。それは、これからもしっかりと、そういう矛盾というものは研究して、根拠をもって国に示す。そういう中で解決、矛盾を取り払っていくことが可能なのかどうかも含めて、これから我々は検討してまいりたいと思っておりますけれども、いずれにしても、これは厳然たる法律でありますし、矛盾があっても守らなければならない。それも9年を経過してきている。

そういう中で、今やらなければ将来に禍根を残す。そういう思いで、この条例を制定したいということでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部のほうの答弁、質問の中に、この条例が制定されてからの取り組みについて、放置したのではないかとという質問がありましたが、それに対していかがですか。

はい、産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） ただいま町長のほうから答弁がありましたので、あと私のほうでは、中村議員のほうから言われました、当初から猶予がない形に出したのには無理があるのでないかというお話が具体的にございましたけど、今町長が答弁したように、昨年、一昨年から事故が相次いで起きました。各議員の皆様にもこの件につきましても、いろいろな御質問、御指摘を受けました。

それらを受けた中で、私たちとしては農協を通じていろいろ指導してきたのですが、残念ながら昨年も大きな事故が2件ほどありました。

この家畜排せつ物法に抵触する前、今まで先ほど言った、指摘事項があるというものは昨年確認しているのですが、それが大きくなると法律に抵触するので、その前段なるべく抑えようということでグレーゾーンの部分、本来ですときっちりやるには完全に法律、水質汚濁ですとか、いろいろなものにかかわってきますので、その以前でストップ

させようということで、グレーゾーンで押さえていた。

農家のほうには、農協を通じて直接指導はしたのですが、根拠と言いますか、法律がございませぬので、その部分は触らず、法律に抵触する前に指導という形でやっております。それが甘かったと言え、うちのほうにも責任はあるのかもしれませんが、それを解消するために今回条例を制定するというので、漁協サイドのほうからも、一昨年、昨年と事故が続いた中で、具体的に早急に町として行動を起こしてくれという要請がありました。

それを受けて、私たちとしてはグレーゾーンの部分について、やはり明確に条例という形で提示して、これをもって指導していかなければならないかなという判断のもとで、今回条例を提出させていただきました。

お答えになっているかどうか、あと、研究学習については、議員のほうからも提案されるというお話もありましたので、また、その辺についてはよろしく願います。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 状況はわかるのです。状況はわかるし、非常に重大な状況だということもわかる。それであればなおのこと、まさしく協働のまちづくりの精神で、コミュニケーションを大事にしていく必要があるのではないかと、町の考え方をわかってもらうためには、コミュニケーションをもっと丹念に大事にしてほしいということなのです。それが足りなかったのではないのというふうに私は思っているのです。

議員に対する説明もほとんどないと、それは現状ですから、それは町長お認めにならないとだめですよ。

反論あれば言ってください。でも現実的に、議員に対する全員協議会の場で説明したのは3月3日ですからね。

そういう状況、それから、もっと農業者とのコミュニケーションを大事にしていく必要があったと私は思うので、状況が重大であればあるほど、そういうことでなければいけないのではないかと、コミュニケーションが足りなかったのではないのというふうに、私は思っているということでもあります。

それから、法律は守らなきゃだめですよ。でも、そこに矛盾があるならば、それを変えていくような努力をしなければいけないというふうに私は思うのです。その点でどうだったのかという問題提起をしたのですよ。

行政として、その法律の矛盾を解決していくような、あるいはときには法律そのものを変えていくような努力をどれだけしたのかということ、私は問うているわけです。

それから、ふん尿処理の仕方についても、いろいろな方法があるわけだから、それをもっと研究をして、それが実際できるように行政としてもっと働きかけるべきだったのではないかと、これを申し上げているのですね。

もし反論あればどうぞ。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 反論といっても、我々もそれはわかっているのですよ。

ただ、説明の部分については環境問題、いわゆる河川環境含めて、それはそれぞれの河川に近隣の農家の皆さん、住民の皆さん、団体の皆さん含めて、もう何十年にわたって河川環境、まさに森、川、海は一つということやってきています。

それは、お認めになっていただけたらと思いますし、そういう中で、行政もさまざまな団

体の皆さんとともに、一生懸命取り組んできている。その事実はお認めいただきたいと思います。それが全く今回と通じないものであれば、そういう言い方もされるかもしれませんが、すべてつながっているのですね。

そういう中で、対応してきた町民の皆さんも一生懸命やってきた。そういう中でこういう問題がまだ起きる。そして今、漁業と酪農、畜産、本当に皆さんもわかると思いますけれども、そういう悲しい状況がある。それをしっかり今の時期に受けとめて、それを是正していく。町民一丸となってやっていく。そういうことをするためにも、ここはしっかり別海町確かに厳しいかもしれませんがもやっていく。そういうことで今回、この条例を提案させていただいたのですね。

また、今議員の皆さんに対する説明についてもおくれたということもありますけれども、それぞれ今、条例案については配付をさせていただいております。全員にそれぞれ説明をし、質疑をしてきたという経過はないかもしれませんが、所管においてはやっておりますし、そういう中で説明が足りないという御指摘であれば、見解の相違もございますけれども、そういうことについては今後も十分対応していきたい。そういうふうに思いますが、いずれにしても、これから委員会のほうでも十分議論されるだろうと思います。

そういう中で、ぜひ御理解をいただいて、この条例について御理解をいただいて可決をしていただきたい。そういう思いで、強い思いで我々は提案させていただいておりますので、ぜひ町民の皆さんと一緒に頑張っていきましょう。そして、別海町をしっかりと発展させていきましょう。そういう下地を、基盤をつくっていきましょう。そういうことでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） ほかに御質問ありますか。

はい、12番松原議員。

○12番（松原政勝君） この条例の第2条、定義とあるわけですがけれども、そこで5項に、良好な水環境、河川や湖沼などの水環境が、漁業への悪影響が出ない良好な状態にあることということで、平成14年に根室管内さけ・ます増殖事業協会というのが、標津に事務所があるわけですが、ここで八つの組合がサケ定置の関係で、この環境問題についての1億円の基金を積んで、現在に至るまで、まだまだ使い切っていないと思うのですが、それぞれ環境に負荷を与えるそういうところについては、いろいろと事業費も含めて手助けしてきたことは事実であります。

特に別海町、中標津町については根室管内の専務参事会が、春秋2回の調査でパトロールしながら、必要などころにそういう手助けをしてきた。それで現在でもまだ基金があるということも、私は伺っております。

特に、西別川や主流河川の近くの酪農家については、そういうところではできるだけの手助けをしてきたことも事実であります。私もかかわって、一酪農家にU水という事業もやらせていただきました。本当にやってから、もう10年ちょっと過ぎるのですが、非常ににおいもなくなったし、いろいろな面で環境に負荷を与えなくなったという、大変喜ばれた例もあるわけでございます。

第2条の中で、町内の漁業者が組織する漁業協同組合ということで、ここに明記されております。これから、この条例を進める上においても、やはり漁業者団体、あるいはさけ・ます増協と連携をとりながら、必要においては、やはりそういうところの支援もしていただくというか、また環境に対する技術的には、北海道漁連の中に環境部というのがあ

り、非常にレベルの高い所管があるわけで、ぜひそういったところとも連携しながら、これからの環境問題については、やはりこの条例に基づいて、ひとつ進めていっていただきたいと考えておりますが、町長いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） 今、松原議員のお話にありましたように、漁協団体みずから、酪農畜産のふん尿処理含めて、環境について、それぞれ基金をつくって支援をしてきたという事実は、我々も十分承知をしております。

そういう中で今、先ほども言いましたように、漁協もそうですし、さまざま団体がいろいろな形で環境問題に取り組んできているという中であります。

そういう中で、今回こういう条例を本来であれば、こういう条例をつくらないで済むというのが、一番いいことには間違いないと我々も思っておりますが、しかし、そういうことにはなかなかいかないということの中で、この条例を制定させていただきました。

しっかりこの条例を、先ほど言いましたように、これで農家の皆さんを取り締まるとか、意欲をなくすとか、営農がしづらくなるような条例ではないわけでありますので、その辺を御理解いただきながら、そして改善に向けて、しっかりと取り組んでいく。これも、まさに農家の皆さん、漁業の皆さん、農協の皆さん、すべての皆さんの協力のもとに、この条例をしっかり履行していくということになりますので、その辺も今後とも十分連携をしながら、この条例に沿って、環境改善、ふん尿の適正処理に取り組んでいく。そういうことでございますので、よろしく御理解をいただきたいと思えます。

○議長（渡邊政吉君） 松原議員、よろしいですか。

松原議員。

○12番（松原政勝君） 最後の一つ。

こういう条例をつくるのは、やむにやまれないということなのですが、3月3日の全協の中でも、農家説明とパブリックコメントを受けての検討という資料を配付されたのですが、これにずっと目を通してみますと、まだまだ農業者関係の意識が薄いなど、残念だけでも意識改革ができていないなどということが、一番目を通して感じられるところなので、これから条例が制定され、それからすぐ次の日からということにはならないかもしれないけれども、やはりひとつ意識改革をしていただいて、これが環境に大事なことなのだと、みずから積極的に取り組む姿勢を見せていただきたいと、このように思います。

指摘はそこだけです。

○議長（渡邊政吉君） ここで、議長から皆さんにお願いがございます。

今は、議案第19号に関する質疑をいただいておりますので、なるべく要望とかお願いなどは、違う機会ぜひともお願いしたいと思えます。

まだ、たくさんの方がございますので、よろしく御協力をお願いいたします。

ほかに御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

それでは、ただいま議題となっております議案第19号別海町畜産環境に関する条例の制定の件は、産業建設常任委員会に付託します。

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第11 議案第20号別海町河川環境の保全及び河川の健全利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 議案第20号別海町河川環境の保全及び河川の健全利用に関する条例の制定について、内容説明を申し上げます。

議案書の25ページをお開き願います。

まず初めに、本議案の提案に至りました背景等につきまして、御説明申し上げます。

別海町では、西別岳のふもとに源流を持つ西別川を初めとして、風蓮川、床丹川、春別川、当幌川など、本流、支流を含めまして377河川を有し、総延長としては、他町村分も含め約1,500キロメートルとなっております。これらの河川は、豊かな大地と流域で暮らす私たちに多くの恵みをもたらすとともに、風蓮湖、野付湾、根室湾へと注ぎ、豊かな水産資源をはぐくんできました。

私たちは、このかけがえのない河川を守り、子孫、そして流域を訪れるすべての人たちのために、この広大な別海原野を流れる河川の環境を保全及び健全化に努め、多くの恵みをもたらす自然豊かな川として、次の世代へ引き継ぐことを決意し、この条例を制定しようとするものです。

なお、別海町における河川環境に関する条例等につきましては、既に広い意味の水質汚濁について、事業者に対し規制する別海町公害防止条例と、河川保全に害する行為を行ったものに対し、注意指導をする巡視員制度を設けました別海町森林河川保全巡視員設置条例というものが制定されております。

さらに、本定例会に提案しております、先ほど申し上げました別海町畜産環境に関する条例、こういったものが加わることで、河川環境に関する指導体制は整備されると言えます。

この動きを一層推し進め、全町で河川環境を保全する体制づくりを確立するためには、一般町民レベルにおける、日常での河川環境保全に関する意識づけを図ることが不可欠なことから、今般、そのことを目的としました別海町河川環境の保全及び河川の健全利用に関する条例を制定しようとするものです。

それでは、条例案を朗読して内容説明にかえさせていただきます。

別海町河川環境の保全及び河川の健全利用に関する条例。

前文。

別海町では、西別岳の麓に源流を持つ西別川をはじめとし、風蓮川、床丹川、春別川、当幌川などが風蓮湖や野付湾、そして根室湾へと注ぎ、この緑豊かな大地と流域を暮らす私たちに多くの恵みをもたらし、豊かな水産資源を育んできました。

しかし、産業活動の活発化から、少なからず河川環境に負荷を与えてきており、このままでは自然環境もとより、基幹産業である農業・漁業にも影響を及ぼしかねません。

私たちは、このかけがえのない河川を守り、子や孫、そして流域を訪れる全ての人たちのために、この広大な別海原野を流れる河川の環境保全及び健全利用に努め、多くの恵みをもたらす自然豊かな川として、次の世代に引き継ぐことを決意し、この条例を制定します。

ページをめくっていただきまして、第1条、目的。

この条例は、本町の河川環境の保全及び河川の健全利用について、町、町民、事業者等

の責務を明らかにするとともに、将来にわたって町民が川と共生し、健康で潤いのある日常生活を営むことができる良好な環境の創造を図ることを目的とする。

第2条、基本理念。

河川環境の保全及び河川の健全利用は、森と川と海のつながりを大切にし、豊かでかけがえのない自然と生活環境の調和を図りながら、潤いのある暮らしが営めるよう推進しなければならない。

2項、河川環境を保全するための施策は、町民の諸活動及び治水、利水等との調和を図り、将来にわたって良好な水質を保全し、豊かで快適な流域の環境を創造するものとする。

3項、河川環境を保全するための施策を進めるに当たっては、町民の参加、協力及び理解に基づいて行わなければならない。

第3条、定義。

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

議長からお願いですけれども、これ条項全部を説明しなくても、皆さん資料もありますので、重要な部分をちょっと抜き出して説明をお願いしたいと思います。

○産業振興部長（有田博喜君） それでは重要な部分ということで、第4条、町の責務。

町は、河川環境の保全及び河川の健全利用のため、総合的な施策の実施に努めなければならない。

第5条、町民の責務。

町民は、河川環境の保全及び河川の健全利用に努めるとともに、町が実施する施策に協力しなければならない。

第6条、事業者及び河川を利用する者の責務。

事業者及び河川を利用する者は、その活動によって河川を損なわないよう、自己の責任と負担において、必要な措置を講ずるとともに、町が実施する施策に協力しなければならない。

第10条、生活排水の処理。

町民は、生活排水を河川に排出しようとするときは、浄化装置等を設置するなど河川の浄化に努めなければならない。

第11条、洗剤等の適正使用。

町民は、洗剤等を使用するときは、適正に使用し、河川環境への負荷の低減に努めなければならない。

第12条、農薬等の適正使用。

町民は、農薬又は化学肥料を使用するときは、これらを適正に使用し、河川の水質を汚染しないよう努めなければならない。

第14条、事業用排水の処理。

事業者は、事業用排水を河川に排出しようとするときは、法令に定められた排出基準を遵守しなければならない。

第18条、指導及び助言。

町長は、この条例の目的達成のため、町民、事業者及び河川を利用する者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

以上、附則といたしまして、この条例は、26年4月1日から施行するというものでござ

ございます。

以上で、議案第20号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第20号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号別海町を河川環境の保全及び河川の健全利用に関する条例の制定の件は、産業建設常任委員会に付託します。

◎日程第12 議案第21号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第12 議案第21号別海町税外諸収入金の徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 議案第21号の内容を説明いたします。

議案の29ページをお開きください。

議案第21号別海町税外諸収入金の徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

本件につきましては、地方自治法第231条の3第2項の規定により、分担金、使用料、手数料などの徴収に関する条例を制定しておりますが、分担金、使用料、手数料など、納入期限までに納入しないものに係る延滞金の割合などは、地方税法の例により規定しております。

平成25年度の税制改正にて、地方税法の一部改正となりまして、町税条例においても延滞金割合等の特例など一部改正が行われたところです。

これに伴いまして、関連条例についても、延滞金割合等の特例など各規定の改正、整理を行うものです。

第1条で、別海町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部改正。

30ページ、第2条で、別海町介護保険条例の一部改正、第3条で、別海町後期高齢者医療に関する条例の一部改正を行うものです。

議案書では、議案第29ページから31ページまでとなりますが、議案書の朗読は省略させていただきます、改正部分について、別冊の議案資料により御説明させていただきます。

議案資料1ページから5ページまでとなります。

本改正案の新旧対照表となります。右側の欄が改正前、左側の欄が改正後となります。改正後の欄で御説明いたします。

まず1ページ、別海町税外諸収入金の徴収に関する条例の一部改正です。

改正の内容は、第4条延滞金の規定において、年14.6パーセントの次に、（納期限の翌月から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）を加えるものと、2項は新たに追加するもので、うるう年により日数計算が煩雑にならないよう、年当たりの割合についても365日当たりの割合とするものです。

2ページは、制定附則となります。

第1項に施行期日の見出しを追加、第2項を新たに加えまして、延滞金の割合等の特例

について規定をしています。

規定の内容は、当分の間、本則第4条第1項で規定する延滞金14.6%及び7.3%の割合にかかわらず、各年の国内銀行の貸し出し約定平均の利率に、年1%を加算した割合、これを特例基準割合と言いますが、この特例基準割合が7.3%の割合に満たない場合においては、14.6%の割合にあつては特例基準割合に7.3%を加えた割合とし、7.3%の割合にあつては特例基準割合に1%を加えた割合。ただし7.3%を超える場合は7.3%の割合とするというものです。

続いて3ページ。

別海町介護保険条例の一部改正で、第9条第3項を新たに加え、延滞金の減免についての規定を追加、及び延滞金の割合等の特例、制定附則第6条について、税外諸収入金と同様の内容で改正を行うものです。

4ページ、別海町後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましても、第3条の延滞金の割合等の特例についてを、税外諸収入金と同様の内容に改正をするものです。

最後に5ページ。

改正附則としまして、この条例は4月1日から施行とし、いずれの条例においても、一部改正に伴う経過措置を、平成26年4月1日以後の期間に対応するものに適用し、同日以前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるとするものです。

以上で、議案第21号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第21号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第13 議案第22号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第13 議案第22号別海町福祉施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 議案第22号の内容を御説明いたします。

議案32ページをお開きください。

議案第22号別海町福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について。

本件につきましては、このたび中春別福祉館が完成したことに伴い、中春別福祉館の名称及び位置の変更するものです。

議案本文を朗読いたします。

別海町福祉施設条例の一部を改正する条例。

別海町福祉施設条例（平成14年別海町条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1中、「中春別福祉館、別海町中春別東町103番地」を「中春別ふれあいセンター、別海町中春別東町50番地」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

議案資料6ページに、新旧対照表を掲載しております。

なお、この条例で定める福祉施設は西春別ふれあいセンター、中西別ふれあいセン

ター、中春別福祉館の3施設ありますが、中春別福祉館の名称変更により、福祉施設の名称がふれあいセンターに統一されるものです。

以上で、議案第22号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第22号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第14 議案第23号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第14 議案第23号別海町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉部次長。

○福祉部次長（佐藤英敏君） それでは、議案第23号別海町障害程度区分判定等審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明します。

本案は、根拠法令の地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の公布により、これまでの障害の重さに重点を置いていた区分判定から、心身の状態に応じて必要とされる、標準的な支援の度合いを総合的に示す区分判定が創設されたことに伴う条例の整理であります。

内容は、議案資料7ページで御説明します。

7ページをお開き願います。新旧対照表です。

まず、条例の題名、改正前の障害程度区分の名称を、障害支援区分に改めます。

また、改正前の第1条中、3行目にあります障害程度区分を、障害支援区分に改めるものです。

なお、附則として、この条例は、平成26年4月1日から施行するというものです。

以上、内容説明といたします。

○議長（渡邊政吉君） 議案第23号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第15 議案第24号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第15 議案第24号別海町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉部次長。

○福祉部次長（佐藤英敏君） それでは、議案第24号別海町障害者地域生活支援事業条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明します。

本案は、国の地域生活支援事業実施要綱の改正により、事業の追加、事業名及び対象者

の変更、並びに議案第23号で説明しました区分判定の名称変更に伴う条文と別表の整理です。

内容は、議案資料8ページの新旧対照表で御説明します。

まず、改正前の第4条第2号コミュニケーション支援事業を、意思疎通支援事業に改めます。

次は追加事業で、第10号として理解促進研修・啓発事業を追加します。これは地域住民に対して、障害者等に対する理解を深めるための研修、あるいは啓発事業を行うもので、地域住民を対象とします。

第11号として、自発的活動支援事業を追加します。これは、障害者等が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう障害者等やその家族、地域住民が自発的に行う活動に支援するもので、障害者とその家族、地域住民等を対象とします。

第12号として、成年後見制度法人後見支援事業です。これは、法人後見実施のための研修、その活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援等を行う事業です。対象は、法人後見実施団体、あるいは予定している団体となります。

第13号として、手話奉仕員養成研修事業を追加します。これは、聴覚障害者等との交流活動の促進、それと町の広報活動など、支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業、研修を行う事業です。対象者は町長が認められた者とするものです。

次に、別表第1の改正です。

9ページになりますが、改正前の第2項、コミュニケーション支援事業を意思疎通支援事業に改めます。

第3項、地域活動支援センター事業の対象者の欄中、障害程度区分の部分を障害支援区分とします。

第4項、日常生活用具給付等事業の事業内容の欄中、重度の障害者を障害者等に、対象者の欄中、重度の身体障害者（児）を身体障害者（児）、精神障害者の部分を精神障害者、難病患者等にそれぞれ改めます。

第7項、生活サポート事業の対象者の欄中、括弧内の障害程度区分を障害支援区分に改めるものです。

次に追加事業として、第10項、理解促進研修・啓発事業。

次は、11ページとなります。

第11項、自発的活動支援事業、第12項、成年後見制度法人後見支援事業、第13項、手話奉仕員養成研修事業を新たに加えるものです。

事業の内容等は、条文の追加で説明しましたので省略をいたします。

なお、附則として、この条例は、平成26年4月1日から施行するというものです。

以上、内容説明といたします。

○議長（渡邊政吉君） 議案第24号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第16 議案第25号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第16 議案第25号別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（三戸俊人君） 議案第25号別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容を説明いたします。

議案の38ページです。

本案につきましては、現行条例に一般廃棄物の分類の定義を規定し、一般廃棄物の処理及び町が処理する産業廃棄物について明確にするため、条例の一部を改正するものでございます。

議案の朗読については省略し、議案資料により説明させていただきます。

議案資料の12ページをお開きください。

別海町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の新旧対照表でございます。

第2条第5号について、一般廃棄物については、一般家庭から生じる家庭系一般廃棄物と、事業活動に伴って生じる事業系一般廃棄物に分類されますが、現条例においては分類の定義がないため、ただし、家庭から生じた一般廃棄物を家庭系一般廃棄物、事業活動に伴って生じた一般廃棄物を事業系一般廃棄物という、ただし書きを加えるものでございます。

第9条については、一般廃棄物のうち事業系一般廃棄物については、事業者がみずからの責任において収集運搬処分を行うこととなっているため、新たに第2項として、前項の一般廃棄物のうち事業系一般廃棄物は、事業者自らの責任において、収集、運搬及び処分を行わなければならないと加えるものです。

次に、議案資料の13ページをお開きください。

第27条において、町が処理する産業廃棄物について規定しておりますが、処理可能な産業廃棄物の種類及び処理方法について規定されていないため、新たに第2項として、法第11条第2項の規定により町が処理することができる産業廃棄物は、固形状のものとし、一般廃棄物と合わせて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内の量とし、町長が必要の都度指定するものとする加えるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第25号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第25号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第17 議案第26号から日程第18 議案第27号まで

○議長（渡邊政吉君） 日程第17 議案第26号別海町民保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について、日程第18 議案第27号別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の制定についての2件については、関連がありますので一括議題といたします。

内容について、順次説明を求めます。

保健センター長。

○保健センター長（門脇芳則君） 議案第26号別海町民保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第27号別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の制定について内容説明します。

まず、議案第26号ですが、議案の40ページをお開きください。

本件につきましては、特別養護老人ホーム及び別海デイサービスセンターの民営化、施設建てかえに伴い、町民保健センター用地の一部を分筆し、貸与する必要が生じたことに伴い、地番を整備するものです。

改正内容は、議案資料で説明します。

資料14ページをお開きください。

改正前の第2条中、保健センターの位置、野付郡別海町別海西本町101番地の次に、1を加えるものです。

なお、附則として、この条例は、公布の日から施行し、平成25年9月25日から適用するというものです。

以上、議案第26号の内容説明とします。

続きまして、議案第27号別海町母子健康センター設置条例の一部を改正する条例の制定について内容説明します。

議案の41ページをお開きください。

本件につきましても、先ほどの議案第26号と同様の理由により、別海町母子健康センターの地番を整備するものです。

改正内容は、議案資料で説明します。

資料15ページをお開きください。

改正前の第2条中、母子健康センターの位置、野付郡別海町別海西本町101番地の次に、1を加えるものです。

なお、附則として、この条例は、公布の日から施行し、平成25年9月25日から適用するというものです。

以上、議案第27号の内容説明とします。

○議長（渡邊政吉君） 議案第26号及び議案第27号の2件について内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第19 議案第28号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第19 議案第28号別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

老人保健施設事務長。

○老人保健施設事務長（岡田一芳君） それでは、議案第28号の内容説明を申し上げます。

町が行う介護サービスの利用に係る使用料及び手数料に関しましては、別海町介護サー

ビス使用料及び手数料条例に基づきまして、利用者から徴収をしているところでございます。

平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴いまして、条例の一部を改正しようとするものでございます。

金額につきましては、町立別海病院及び診療所使用料並びに手数料条例を準用していることから、今回の改正におきましても、町立別海病院等町営施設間の利用者負担の均衡と整合性を図ることとしております。

それでは議案朗読を省略いたしまして、改正部分につきまして、別冊の議案資料により説明いたします。

議案資料の16ページをお開き願います。

別海町介護サービス使用料及び手数料条例の一部を改正する条例、新旧対照対照表です。

左側が改正後、右側が改正前となっております。

別表2の右側、改正前のそれぞれの金額は従来の税込み額でありますので、現行税率の5%で税抜き金額に改めまして、改めて8%の税率を加算し円単位を四捨五入したもので、金額といたしましては、死亡診断書一通2,000円を2,060円、特殊診断書一通5,000円を5,140円、施設利用に関する諸証明一通1,000円を1,030円にそれぞれ改めるものです。

また、②の特殊診断書、括弧内の記載以外の診断書にも適用できるようにするため、労災補償診断書の次に、等を加えるものです。

附則といたしまして、この条例は、26年4月1日から施行する。

以上で、議案第28号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第28号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時03分 休憩

午後 2時12分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第20 議案第29号

○議長（渡邊政吉君） それでは次に、日程第20 議案第29号別海町資源循環センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（山崎 茂君） 議案書43ページを、まずお開きください。

議案第29号別海町資源循環センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明をいたします。

この一部を改正する条例につきましては、施設の適正運用を行うことで地域資源を最大限に生かした、土、草、牛を代表する循環型酪農のモデルでもございます。

このことから、安定的施設運営に欠かすことできない設備の修繕経費など利用者負担を改定する内容と、副資材である下水道脱水汚泥の受け入れを中止する項目等について、別海町資源循環センター設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書の説明は、議案資料17ページをもって御説明いたします。

17ページをお開きください。

改正する内容でございますけれども、右側が改正前、左側が改正後でございます。

別表、第9条、第14条に關係する内容としまして、右側の処理料、下線部分につきまして、左側処理量、家畜排せつ物（スラリー）、トン570円、家畜排せつ物（堆肥）、トン790円、副資材（合併浄化槽・し尿汚泥）、トン1万2,370円、副資材（有機性汚泥他）、トン1万6,860円とするものです。

なお、改正前の括弧書きにございます副資材下水道汚泥等につきましては受け入れの中止ということで、このことにつきましては、堆肥に下水道汚泥を混入し、有機質の肥料として今までつくってございましたけれども、処理量そのものが多くなったことで、その有機質肥料の使い道でございます草地更新等への利用が少ないということもございまして、これについては、受け入れを26年度より中止するものでございます。

18ページに移りまして、附則でございますけれども、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第29号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第29号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

はい、15番中村議員。

○15番（中村忠士君） ちょっと聞き漏らしたかもわからないのですが、副資材の部分で平成26年度から受け入れを取りやめるといふ部分があるということですが、その理由について、もう少し詳しく説明をいただきたいと思うのですが。

○議長（渡邊政吉君） 農政課長。

○農政課長（山崎 茂君） 資源循環施設での消化液といいますか、肥料効果の高いものについて、構成員の中では主に使っております。

堆肥に下水道汚泥をまぜて堆肥化したものについては、利用について草地の表面に散布する方法ではなく、土の中にすき込むというやり方をしておるわけでございますが、その草地更新の量が構成員の中で少ないということで、今回、下水道汚泥について、その出口である利用ができないことから、下水道汚泥についての受け入れを中止するという内容でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 済みません。全く素人でよくのみ込めないところがあったのですが、要するに、これを入れることによって、何か害があるという意味なのでしょうか。

それとも実害はないのだけども、実績がないのでやめてしまうということなのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 農政課長。

○農政課長（山崎 茂君） 別海町の中で草地更新というのが、平均しますと4%で、地

域によっては4%まで達しておりません。

そのようなことで、毎年例えば100ヘクタールの土地があつて、20ヘクタール、20%ですけれども草地更新をしていくことによって、実際飼料が不足することから、そういった意味で草地更新をする対象となる土地が少なく、実際その出口である汚泥を含めた堆肥が利用できないという中身でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 使い道としてはそれしかないということだから、そこで使わないからやめるといふことなのかどうなのか。

そこがもう少しわかるようにお教えてください。

○議長（渡邊政吉君） 農政課長。

○農政課長（山崎 茂君） 資源循環施設の受け入れるキャパと申しますか、それが実際出口である草地更新に入れることができないので、処理ができないので受け入れられないということでございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員、よろしいですか。

○15番（中村忠士君） もう3回目になってしまったので。

○議長（渡邊政吉君） ほかに質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第21 議案第30号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第21 議案第30号別海町野付半島地区簡易給水施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

産業振興部次長。

○産業振興部次長（佐藤則夫君） それでは、議案第30号別海町野付半島地区簡易給水施設設置条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

議案の45ページをお開きください。

本件につきましては、昭和56年度に標津町字茶志骨888番地から、別海町野付35番地の野付半島の突端であります池田水産までの区間において、標津町行政区域内4,275メートル、別海町行政区域内1万5,040メートル、総延長で1万9,315メートルについて簡易給水施設の整備を行っておりますが、標津町行政区域内に設置しております給水施設に係る財産につきましては、事業の経費負担を年賦償還として、その負担金を標津町が完納した後に無償譲渡することとして、昭和57年3月8日に覚書を取り交わしております。

そして今回、負担金が完納されたことに伴いまして、標津町行政区域から滅菌設備を含む量水器室を除いた給水区域を除外するものであります。

改正部分につきましては、別冊の議案資料で説明させていただきます。

議案資料の19ページをお開きください。

別海町野付半島地区簡易給水施設設置条例の一部を改正する条例、新旧対照表です。

左側が改正後、右側が改正前となります。

第2条の設置場所について、第2号中、標津町の次に字を加え、317番地を888番地及び野付郡別海町野付58番地3に改めるものです。

次に、第3条の給水区域について、第1号中、標津郡標津町茶志骨317番地を、野付郡別海町野付58番地3に改めるものです。

続きまして、第4条管理について、第4条ただし書き中、公共的団体にを削除する。

なお、標津町への無償譲渡する給水施設の区域につきましては、議案資料21ページに示しておりますが、実線部分左側の標津町字茶志骨888番地から、標津町と別海町の町界までの量水器室を除きまして、その距離が4,270.29メートルとなります。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第30号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第30号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第22 議案第31号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第22 議案第31号別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

管理課長。

○管理課長（小島 実君） 議案第31号別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明をいたします。

議案の46ページをお開きください。

本案につきましては、現行の道路法施行令の占用料の所在区分において、都市部の中で大きな格差が生じていることから、現状の適正化を図るため、地価の平均をもとに全国的に所在区分の見直しを行っております。

道路占用料につきましては、算定基礎となる民間における地価水準、いわゆる固定資産税評価額の評価がえや、地価に対する賃料水準の変動を反映するため、国及び北海道は平成26年4月1日から道路占用料を改正することとしております。

本町の道路占用料も国が制定する道路法施行令を準用していることから、別海町道路占用料徴収条例の一部を改正するものです。

また、そのほかの改正としては、消費税率が本年4月に引き上げられることに伴い、使用している消費税率の変更、督促及び延滞金の徴収において別海町税外諸収入金の収入に関する条例に定めるところにより、内容の整理のため関連条文を加え、延滞金割合も道路法第73条を基準とするため改めるものでございます。

改正する内容につきまして議案資料で説明いたしますので、議案資料の22ページをお開きください。

別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。

右側が改正前、左側が改正後で、下線を引いてある部分が今回改正する箇所になります。

上段、第2条占用料の額、4行目の100分の108への改正でございますが、消費税率が本年4月1日に5%から8%に引き上げられることから、それに合わせ改正するものです。

下段、第6条督促及び延滞金の徴収でございますが、町が徴収する延滞金の徴収は、別海町税外諸収入金の徴収に関する条例によることとしておりますが、改正前は準用することの表記だったので、改正後は具体的に関係する条文を加えたものでございます。

そのほかにも条文を整理し、さらに改正前の延滞金割合年10.75%を、年14.5%に改めるものでございます。

改める理由としましては、道路法施行令第37条手数料及び延滞金の条文に、国が徴収することができる延滞金が10.75%となっており、当時その割合を準用していたと思われませんが、これはあくまでも国が徴収する場合の規定でありますので、道路管理者が延滞金を徴収する場合、道路法第73条の規定で、条例で定めるところにより延滞金を徴収することができることとされて、その割合は年14.5%を超えない範囲で定めなければならないとされていることから、今般、年14.5%に改めるものでございます。

次に、23ページから27ページの別表の占用料でございますが、25ページの地下街及び地下室を除く全項目の単価を改正しますので、物件ごとの単価の説明は省略させていただきます。

28ページ、29ページの備考の改正はございません。

なお、今回の改正では、占用料の額が約30%の大幅な引き下げとなっております。

参考でございますが、本町の道路占用料は、全体の96%以上が北電柱、並びにNTT柱の占用料でございます。

今回の改正で、平成26年度の占用料は約230万円の減額になると見込んでおります。

なお、附則として、1項施行期日、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2項、経過措置として、改正後の別海町道路占用料徴収条例第6条の規定は、督促及び延滞金のうち平成26年4月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものとします。

以上で、議案第31号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第31号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第23 議案第32号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第23 議案第32号別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

管理課長。

○管理課長（小島 実君） 議案第32号別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定についての内容を説明いたします。

議案の53ページをお開きください。

本案は、別海町普通河川管理条例に河川占用料等に係る延滞金の条項が盛り込まれていないことから、新たに条項を加えるものでございます。また、その他においても条文の整理、追加を行っております。

別表においては、消費税額が本年4月に改正になることから、それに合わせまして変更するものや、文章の訂正や追加、農地法改正によるものが主な改正でございます。

改正する内容につきまして議案資料で説明いたしますので、議案資料の30ページをお開きください。

別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。

右側が改正前、左側が改正後で、下線を引いてある部分が今回改正する箇所となります。

上段の目次ですが、第22条に占用料等に係る延滞金条項を追加するため、変更するものでございます。

目次4行目、第4章普通河川の管理に関する費用、第17条―第21条を第17条―第22条に改め、5行目、第5章雑則、第22条を第23条に、6行目、第6章罰則、第23条・第24条を、第24条・第25条に改めるものです。

次に、下段第2条の定義でございますが、(河川法昭和39年法律第167号)を、(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)に改めるものです。

次に、30ページをお開きください。

第22条の占用料等に係る延滞金でございますが、延滞金の条項が盛り込まれていないことから、新たに加えるものでございます。

延滞金については、別海町税外諸収入金に関する条例によることとしますが、条文後段にある年14.5%の延滞金割合、及び完納の日または財産差押えの前日は、河川法第74条第4項を準用し加えるものであります。

さらに下段、改正前に22条、23条を23条、24条に、32ページ上段、24条を25条に改めております。

中段は附則でございますが、第6項中、別海町河川管理規則の次に、(昭和56年別海町規則第25号)を加えるものでございます。

続きまして、33ページから41ページは別表でございます。

34ページ下段備考でございますが、項の次に新たな項を加え、2項、3項を3項、4項に改めております。

なお、35ページの改正後の4項でございますが、別海町の条例が縦書きだったころの表記である右記を上記とし、100分の105は、消費税率が本年4月1日から5%から8%に引き上げになることから、100分の108に改めるものでございます。

次に、36ページの番号4と番号5でございますが、農地法の改正により標準小作料制度が廃止され、農地法第52条で、農業委員会が地域における賃貸料の目安となるよう賃貸料情報提供することとなったので、それに基づきまして、単価及び算出方法の内容を改めるものでございます。

次に、38ページの備考4も下線を一部引いていませんが、文中の右記を上記に改め、さらに内容を整理し、消費税率を100分の108に改めるものでございます。

40ページの備考も右記を上記とし、消費税率を100分の108に改めるものでございます。

附則としまして、1項施行期日、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2項経過措置として、改正後の別海町普通河川管理条例第22条の規定は、延滞金のうち平成26年4月1日以後の期間に対応をするものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものとします。

以上で、議案第32号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第32号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第24 議案第33号から日程第25 議案第35号まで

○議長（渡邊政吉君） 日程第24 議案第33号別海町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、日程第25 議案第35号別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の制定についての2件については、関連がありますので一括議題といたします。

内容について、順次説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤 敏君） 議案第33号別海町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第35号別海町集落排水施設設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明をさせていただきます。

議案書の59ページ及び64ページになります。

議案第33号及び議案第35号につきましては、該当する法令等が異なるため、おのこの条例化しておりますが、このたびの一部改正につきましては、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税を5%から8%に引き上げることが閣議決定されたことに伴う改正であり、内容が同一でありますことから、あわせて説明させていただきます。

このたびの条例改正は、消費税の引き上げ部分に相当する金額の変更のみであり、税抜きの料金及び水量に関する条件などの変更はありません。また、数値による内訳の説明は省略させていただきますが、税抜き料金に消費税8%分の金額を加え、円未満がある場合はすべて切り捨てとしております。

議案の朗読は省略させていただきます、議案資料で説明させていただきます。

議案資料の41ページをお開きください。

新旧対照表です。右側が改正前、左側が改正後になっております。

表中の区分、計量排水につきましては、水道メーターによる計量を示しております。用途ごとの説明は省略させていただきますが、下線のついた金額部分のみの改正です。表示はすべて税込み価格となっております。

なお、議案第35号の資料であります47ページも記載内容が同一でありますので、内容につきましては省略させていただきます。

附則として、この条例は、平成26年4月1日から施行し、平成26年6月に徴収する下水道使用料及び集落排水施設使用料から適用するものです。

以上で、議案第33号及び議案第35号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第33号及び議案第35号の2件について内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第26 議案第34号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第26 議案第34号別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤 敏君） 議案第34号別海町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についての説明をさせていただきます。

議案書の61ページになります。

議案の朗読は省略させていただき、議案資料で説明させていただきます。

議案資料の42ページをお開きください。

右側が改正前、左側が改正後になっております。

まず最初に、別海町給水条例第35条の給水装置の切り離しから説明させていただきますが、今回の改正は内容精査によるものです。

第35条は、責任の所在が不明な給水装置をなくし、漏水事故等のトラブルを未然に防ぐことを目的としておりますが、改正前は、管理者は次の号に該当する場合で、水道水の水質または配水管路の水圧に影響を及ぼすことがあるなど、管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができるとしておりますが、1号で給水装置の所有者が90日以上所在不明で、かつ給水装置の使用がないときと該当条件を付しているため、水質等に影響を及ぼしても、条件に該当しない時点での対応ができないと解釈される可能性があるため、本来の目的に戻し、管理者は、給水装置の所有者が、90日以上所在不明で、かつ給水装置の使用がないとき等水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができると改めるものです。

なお、水質等に関する対応につきましては、水道法第16条に当該水道事業によって、水の供給を受けるものの給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、そのものの給水契約を拒み、またはその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができることと規定されているため、条例による補完は要しないものと判断いたしました。

次に、別海町給水条例第24条関係の説明をさせていただきます。

別表第1の水道料金及びメーター使用料の改正でございます。

このたびの条例改正は、消費税率の引き上げ分に相当する金額の変更のみであり、税抜き料金及び使用料、使用水量等に関する条件などの変更はありません。

また、数値による内訳の説明は省略させていただきますが、税抜き水道料金及びメーター使用料に消費税率8%分の金額を加え、円未満の額がある場合は、すべて切り捨てしております。

議案の朗読は省略させていただき、議案資料で説明させていただきます。

資料の43ページをお開きください。

新旧対照表により説明させていただきます。

用途ごとの説明は省略させていただきますが、下線のついた金額部分のみの改正です。表示はすべて税込み価格です。

44ページ上段から45ページ中段までの付記については変更ありません。また、45ページ下段から46ページ中段がメーター使用料で、同じく下線のついた金額部分のみの改正です。同じく税込み価格となっております。

附則の1項として施行期日、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2項として経過措置、この条例の改正後の別海町水道事業給水条例第24条別表1の規定は、平成26年6月に徴収する水道料金及びメーター使用料から適用する。

以上で、議案第34号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第34号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第27 議案第36号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第27 議案第36号別海町水道事業及び町立別海病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤 敏君） それでは、議案第36号別海町水道事業及び町立別海病院事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明をさせていただきます。

議案書の66ページになります。

別海町水道事業及び町立別海病院事業は、地方公営企業法及び同法施行令に基づき決算を行っておりますが、同法施行令の一部改正が平成26年4月1日から施行されることになり、その中で減債積立金を使用して、借入れ資本金である企業債を償還した場合には、その使用した減債積立金の額に相当する金額を、自己資本金に組み入れなければならないと規定しておりましたが、同法施行令第25条が削除されることに伴い、剰余金の扱いは各事業者の判断にゆだねられることになりました。

別海町水道事業及び町立別海病院事業では、従来どおりの決算方法を継続しようと計画しておりますが、法的な根拠がなくなることから、条例を定めるか、もしくは毎年度ごとに議会の議決を経ることとするため、このたび本条例の一部を改正しようとするものです。

なお、本条例の適用は平成26年度の決算からとなります。

次に、議案の朗読は省略させていただき、議案資料により内容を説明させていただきます。

議案資料の49ページをお開きください。

新旧対照表により説明させていただきます。

第2条第5項、減債積立金を使用して企業債（建設改良費の財源として借り入れたものに限る。）を償還した場合には、その使用した減債積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れるものとするを加え、第3条第2項、資本剰余金は、次条第2項の規定に基づき欠損金の残額をうめるため取り崩す方法により処分するものとするに改め、改正前の第1号及び第2号を削除するものです。

また、第3条第2項第2号の削除に伴い、第4条第2項の括弧書き部分を削除するものです。

附則として、この条例は、平成26年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第36号の説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第36号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第28 議案第37号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第28 議案第37号別海町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（下地 哲君） 議案第37号別海町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案の内容について説明いたします。

議案68ページをお開きください。

社会教育法の一部改正が行われ、これまで法で定められていました社会教育委員の委嘱の基準が削除されまして、当該委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌して、条例で定めることとされました。

これに伴い、本町における社会教育委員設置条例に委嘱の基準について新たに加える必要があることから、一部改正するものであります。

議案の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料51ページ、新旧対照表にて説明いたします。

左が改正後、右が改正前です。

改正前、第2条、委嘱に関する条文全部を、改正後、第2条、委嘱の基準。

委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱すると改めます。

第3条、定数、条文中、前条のを削除いたします。

附則として、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上、議案第37号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第37号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第29 議案第38号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第29 議案第38号町立別海病院及び診療所使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

病院事務課長。

○病院事務課長（小湊昌博君） 議案第38号町立別海病院及び診療所使用料並びに手数

料条例の一部を改正する条例の制定についての内容を説明いたします。

議案69ページをお開きください。

本案につきましては、平成26年4月1日からの消費税法改正による金額の変更と、摘要欄の語句を一部変更するものです。

議案の朗読等につきましては省略いたしまして、議案資料により説明させていただきます。

ページは、52ページから55ページまでとなります。

議案資料の52ページをお開きください。

町立別海病院及び診療所使用料並びに手数料条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。

対照表の右側が改正前、左側が改正後となっております。今回20項目が対象となっております。

今回改正いたします別表は、使用料及び手数料の区分、単価、金額を定めているものですが、平成26年4月からの消費税法改正に伴い、現在消費税率5%で算出している金額を、8%の消費税を適用したものに変更するものです。

項目ごとの説明は省略させていただきます。なお、一部の項目につきましては、診療報酬の改定に対応すべく、摘要欄を健康保険法の規定による診療報酬の算定方式に準ずると変更するものです。また、54ページの特殊診断書の摘要欄については語句を改め、身体障害者及び国民年金診断書等としていたものを、身体障害者診断書、国民年金診断書とし、同摘要欄の労災補償診断書の後ろに、等をつけ加えるものです。

附則として、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上で、議案第38号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第38号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第30 議案第39号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第30 議案第39号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（佐藤 告君） 議案第39号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての内容説明をいたします。

議案の72ページをお開きください。

本件は、本町が加入しております北海道市町村職員退職手当組合から、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合が脱退することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更について、地方自治法第286条第1項の規定により協議を求められましたので、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

それでは、議案の朗読をもって御説明といたします。

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（上川）の項中「上川中部消防組合」を削り、同表（胆振）の項中「伊達・壮瞥学校給食組合」を削る。

附則として、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものです。

なお、議案資料の56ページには、規約の変更部分の新旧対照表を掲載しております。

以上で、議案第39号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第39号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時03分 休憩

午後 3時13分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第31 議案第40号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第31 議案第40号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 議案第40号の内容を御説明いたします。

議案の73ページをお開きください。

議案第45号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項において、辺地の公共的な施設を整備しようとするときは、あらかじめ都道府県知事との協議の上、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならないと規定されており、同条第8項の規定により、総合整備計画を変更する場合についても同様とされていることから、計画内容の変更について、議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議については、事前に終了していることを申し添えます。

今回変更するのは、本別、豊原、本別海、美原の四つの辺地です。

74ページから、順次御説明いたします。74ページをお開きください。

まず、本別辺地総合整備計画です。本別辺地の総合整備計画は、平成25年度から平成29年度までの5年間で、今回は第1次の変更です。

変更の内容は、交通道路施設、本別誘導線整備事業ほか1事業のうち、橋梁長寿命化補修事業の追加により、事業費1,700万円を追加するもので、変更後の交通道路施設の事業費を4億6,120万円。財源内訳は、特定財源を2億8,287万円、一般財源を1億7,833万円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を1,700万円追加し

て、1億7,810万円とするものです。変更後の全施設の事業費合計は、9億2,320万円となります。

次に75ページ、豊原辺地総合整備計画です。豊原辺地の総合整備計画は、平成25年度から平成29年度までの5年間で、今回は第2次の変更です。

変更の内容は、交通道路施設、橋梁長寿命化補修事業費の増額により事業費3,120万円を追加するもので、変更後の交通道路施設の事業費を3,360万円。財源内訳は全額一般財源で、辺地対策事業債の予定額を3,120万円追加して、3,360万円とするものです。変更後の全施設の事業費合計は、8億9,960万円となります。

続いて、76ページをお開きください。

本別海辺地総合整備計画です。本別海辺地の総合整備計画は、平成25年度から平成29年度までの5年間で、今回は第2次の変更です。

変更の内容は、保育園施設、本別海へき地保育園改築事業の追加により事業費2億102万円を追加するもので、財源内訳は全額一般財源で、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を、1億9,010万円とするものです。変更後の全施設の事業費合計は、7億3,796万円となります。

最後に77ページ、美原辺地総合整備計画です。美原辺地の総合整備計画は、平成24年度から平成28年度までの5年間で、今回は第3次の変更です。

変更の内容は、交通道路施設、橋梁長寿命化補修事業費の増額により事業費2,790万円を追加するもので、変更後の交通道路施設の事業費を3,090万円。財源内訳は全額一般財源で、辺地対策事業債の予定額を2,970万円追加して、3,090万円とするものです。変更後の全施設の事業費合計は、2億5,348万円となります。

以上で、議案第40号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第40号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第32 議案第41号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第32 議案第41号町道の路線認定及び廃止についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

管理課長。

○管理課長（小島 実君） 議案第41号町道の路線認定及び廃止についての内容を説明いたします。

議案の78ページをお開きください。

本案は、事業の実施計画及び事業実施に伴い新設する部分と、既存部分を整理統合する町道3路線を一旦廃止とし、改めて3路線として町道に変更認定し直すものです。

また、新規の認定路線につきましては、特定防衛施設周辺整備事業及び臨時町道整備事業の完了に伴う5路線と、事業の実施計画に伴う13路線の、合計18路線を認定するものです。

認定する21路線につきましては、道路法第8条第2項の規定により、廃止する3路線

につきましては、同法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案資料により説明させていただきます。議案資料の57ページをお開きください。

町道の路線認定及び路線廃止にかかわる概要でございます。

既に認定している認定路線数は679路線で、総延長1,193キロ609メートル44センチです。今回の認定分は21路線で、3キロ347メートル5センチです。また、廃止する路線は3路線で、739メートル78センチです。これにより、認定町道は697路線、総延長は1,196キロ216メートル70センチとなり、2キロ607メートル27センチの延長増となっております。

なお、認定する路線を58ページから60ページに、廃止する路線を61ページに、町道路線認定及び廃止位置図を62ページから82ページに記載しておりますが、説明については省略させていただきます。

以上で、議案第41号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第41号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

◎日程第33 議案第42号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第33 議案第42号別海町農業農村情報管理機器の設置および管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（山崎 茂君） 議案書84ページをお開きください。

議案第42号別海町農業農村情報管理機器の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、内容を御説明いたします。

この条例につきましては、別海町の基幹産業である農業発展のために、農業農村に必要な情報を迅速に提供し、農業経営の安定に資する目的に、酪農家及び関係団体にパソコン、または多機能端末等の整備を行っております。この気象情報、乳牛検定情報、繁殖成績情報等の提供でございました。

しかし、情報技術の目覚ましい進歩により、利用者から機器類の更新を希望する方も出ており、補助金等に関する適正化法に基づき、相手方であります農業団体へのパソコンなどの財産処分を既に行っております。

このことから、別海町農業農村情報管理機器の設置及び管理に関する条例を廃止する提案を行うものでございます。

議案書の朗読をもって提案とさせていただきます。

議案第42号別海町農業農村情報管理機器の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。

別海町農業農村情報管理機器の設置および管理に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

別海町農業農村情報管理機器の設置及び管理に関する条例別海町農業農村情報管理機器

の設置及び管理に関する条例（平成11年別海町条例第34号）は、廃止する。

附則、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第42号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第42号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま、町長から議案第43号及び議案第44号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号及び議案第44号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として、議題とすることに決定いたしました。

準備ができるまで暫時休憩します。

午後 3時25分 休憩

午後 3時30分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここでお諮りします。

ただいま提出されました追加日程第1 議案第43号及び追加日程第2 議案第44号の2件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1 議案第43号及び追加日程第2 議案第44号の2件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎追加日程第1 議案第43号

○議長（渡邊政吉君） それでは、追加日程第1 議案第43号平成25年度別海町一般会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（河嶋田鶴枝君） 議案第43号の内容を御説明いたします。

ただいまお手元に配付しました別海町一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

平成25年度別海町一般会計補正予算（第8号）。

平成25年度別海町一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億3,800万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入で、補正額の欄で申し上げます。

18款繰入金、1項で3,900万円の増。

歳入合計で3,900万円の追加。

歳出で、3款民生費、1項で3,900万円の増。

歳出合計で3,900万円を追加し、歳入予算、歳出予算の補正後の予算額を、いずれも165億3,800万円とするものです。

次に、1の歳入歳出予算補正事項別明細書は省略し、2の歳入から御説明いたします。

5ページをお開きください。

2、歳入です。

目の欄で御説明いたします。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金3,900万円の増は、今回の補正に伴う財源として、財政調整基金から繰り入れを行うものです。

今回の補正により、財政調整基金の予算上の残高は、26億8,070万3,000円となります。

次に、7ページをお開きください。

3、歳出です。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費3,900万円の増は、国民健康保険特別会計繰出金が増となるものです。

以上で、議案第43号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第43号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第44号

○議長（渡邊政吉君） 追加日程第2 議案第44号平成25年度別海町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（三戸俊人君） 議案第44号の内容を説明いたします。

今回の補正につきましては、平成26年2月27日付けで、平成24年度国民健康保険療養給付費等負担金等交付額通知により、交付額確定の結果、超過交付となり、今年度中に返還する必要があるため補正するものでございます。

なお、今回の補正に伴う財源は、一般会計からの繰入金により行うものでございます。

それでは、別冊の平成25年度別海町国民健康保険特別会計補正予算書（第3号）をお開きください。

1ページです。

平成25年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

平成25年度別海町国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,810万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

まず、歳入です。

補正額の欄で申し上げます。

7款繰入金、1項で3,900万円の増。

歳入合計で3,900万円を増額し、補正後の歳入の予算額を25億8,810万円とするものです。

次に、3ページの歳出です。

9款諸支出金、1項で3,900万円の増。

歳出合計で3,900万円を増額し、補正後の歳出の予算額を25億8,810万円とするものです。

次の事項別明細書、1の総括については省略させていただきまして、7ページの歳入から御説明いたします。

款項の金額を省略し、目の補正額で御説明いたします。

7款繰入金、1項1目一般会計繰入金3,900万円の増。今回の補正により、現時点での財源不足として1億4,770万円を、赤字解消分一般会計繰入金として、その他一般会計繰入金の中に計上しております。

次に、9ページをお開きください。

歳出です。

9款諸支出金、1項3目償還金3,900万円の増。平成24年度分国民健康保険療養給付費等負担金交付額の確定通知による超過交付分を、今年度中に返還するための増額でございませう。

以上で、議案第44号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第44号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議長(渡邊政吉君) ここでお諮りします。

議案調査及び委員会審査のため、3月7日の1日、休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、3月7日の1日、休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣言

○議長(渡邊政吉君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、明日は各常任委員会が午前10時から開催されますので、よろしく願いいたします。また、10日月曜日は、午前10時から一般質問を行います。

それでは、大変御苦労さまでございました。

散会 午後 3時40分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員